

平成17年3月9日
農 林 水 産 省

第8回コイヘルペスウイルス病に関する技術検討会の概要について

1. 日時 平成17年3月9日（水）14：00～16：00

2. 場所 水産庁中央会議室

3. 概要

(1) 現状報告について

農林水産省から、最近のコイヘルペスウイルス（KHV）病の発生状況等について報告を行った。

1. 前回検討会（16年9月開催）以降、KHV感染ゴイの発見件数は大幅に減少しているが、今後の水温上昇期に向け、引き続き警戒が必要である。
2. 平成15年6月に天然ゴイの大量死があった児島湖、16年5～6月頃に大量死があった琵琶湖、鶴見川、多摩川、筑後川等においては、その後、新たな大量死は発生していない。

(2) 試験・研究について

(独)水産総合研究センター養殖研究所から、KHV病の診断・防疫技術の開発研究のこれまでの研究成果と今後の計画について説明があり、得られた成果により既にKHV病検査方法の改訂を行ったほか、消毒方法についての知見等現場への普及に移しうる成果については、都道府県の水産試験場等で構成するKHV病研究会等を通じ速やかに普及を図ることとされた。

(3) まん延防止措置について

我が国のコイ漁業・養殖業等への影響を最小限にするためには、今後とも新たな水域へのKHVの拡散を可能な限り防止すべきであり、これまでにとられてきたまん延防止措置（特別の監視体制、養殖場における自衛措置及び感染ゴイの処分、感染ゴイが確認された天然水域におけるコイの持ち出し禁止措置、一般人に対するコイの移動についての注意等）を本年も継続すべきことが確認された。

(4) その他

次回は、必要に応じて開催することとされた。

連絡先

農林水産省消費・安全局衛生管理課

魚類安全室長 木實谷 浩史

課長補佐 田口 博人

電話：03-3502-8111(内線3180、3181)

直通：03-3502-8098

第8回コイヘルペスウイルス病に関する技術検討会
議事次第

日時：平成17年3月9日
14：00～16：00
場所：水産庁中央会議室

1. 開会

2. 議事

- (1) 現状報告について
- (2) 試験・研究について
- (3) まん延防止措置について
- (4) その他

コイヘルペスウイルス病に関する技術検討会委員名簿

	No.	氏 名	現 職
座長	1	青木 宙	東京海洋大学大学院海洋科学研究科教授
副座長	2	飯田 貴次	独立行政法人水産総合研究センター 養殖研究所 病害防除部長
	3	川前 政幸	茨城県内水面試験場長
	4	田中 深貴男	埼玉県農林総合研究センター水産支所主任研究員
	5	畑井 喜司雄	日本獣医畜産大学教授
副座長	6	福田 穎穂	東京海洋大学海洋科学部海洋生物資源学科教授
	7	本西 晃	長野県水産試験場諏訪支場長
	8	山田 和雄	新潟県内水面試験場 病理環境部長
	9	山本 章造	岡山県水産試験場長
	10	弓削 義正	千葉県内水面水産研究センター長

参考委員

No.	氏 名	現 職
1	橋本 啓芳	全国内水面漁業協同組合連合会専務理事
2	吉田 俊一	全日本錦鯉振興会副理事長

(資料1)

KHV感染コイの発見状況総括表 (平成17年3月1日現在)

単位:件

発生時期	養殖場等						天然水域等					その他	合計	(参考) 発見都道府県数
	養殖場	蓄養場	釣り堀	公園	個人池	小計	河川	湖沼	ため池	水路	小計			
H15.11以前	12	10	21	2	7	52	20	2	0	1	23	2	77	22
12	1	1	5	0	6	13	4	0	1	0	5	0	18	9
H16.1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1
2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1	1
3	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1
4	2	0	0	2	2	6	5	3	1	1	10	0	16	9
5	6	0	8	26	14	54	67	3	13	34	117	0	171	23
6	12	4	4	14	86	120	88	7	12	20	127	0	247	29
7	9	2	3	7	147	168	24	2	1	8	35	0	203	28
8	3	0	2	5	123	133	10	0	0	5	15	0	148	13
9	1	0	0	2	47	50	16	0	2	3	21	0	71	17
10	1	1	0	2	10	14	12	0	2	0	14	0	28	13
11	0	1	0	1	5	7	3	0	0	0	3	0	10	7
12	0	1	0	0	3	4	0	0	0	0	0	0	4	3
H17.1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1
2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	47	20	43	62	452	624	250	17	32	72	371	2	997	39

注1. 公園には、便宜上、学校・浄水場等公共施設の池を含めた。

注2. 個人池には、便宜上、法人・寺等の池を含めた。

注3. ため池には、便宜上、堀・池等と呼称されているものを含めた。

注4. 水路には、便宜上、〇〇用水等と呼称されているものを含めた。

注5. 溝、芝生に放置されていたものをその他とした。

(参考)

感染コイ発見コイ養殖経営体数 (A)	全国コイ養殖経営体数(B)	(A)/(B)
102	1,587	6.4%

感染コイ発見1・2級河川水系数 (C)	全国1・2級河川水系数 (D)	(C)/(D)
75	2,831	2.6%

注1. 感染コイ発見コイ養殖経営体数は、上記の表の養殖場 47件に係るもの

注2. 全国コイ養殖経営体数は、平成10年漁業センサスによるコイ養殖を主とする経営体数 (食用コイ396、錦鯉1,191)

注3. 感染コイ発見1・2級河川水系数は、上記の表の河川250件、湖沼 17件が属する水系のうち、1・2級水系の数

注4. 全国1・2級河川水系数は、平成13年4月現在

KHV病感染コイの発見状況及びまん延防止措置状況(養殖場等)

平成17年3月1日までに得られた情報

都道府県名	発見場所		発見時期(死亡がない場合は、確認された時期)	死亡数量	主な措置状況	感染経路等
	区分地域	養殖場等				
青森県	十三湖・岩木川水系区域	養殖場 1)	H15.10	1.2t	移動自粛	霞ヶ浦からコイを移入
	奥入瀬川水系区域	個人池 2)	H15.11	若干	全量処分	1)の養殖場からコイを移入
岩手県	千厩地区区域	個人池	H16.7	若干	全量処分	感染コイを購入した可能性
	千厩地区区域	個人池	H16.7	若干	全量処分	感染コイを購入した可能性
	千厩地区区域	個人池	H16.7	若干	全量処分	感染コイを購入した可能性
	二戸地区区域	個人池	H16.7	若干	全量処分	感染コイを購入した可能性
	花巻地区区域	養殖場	H16.8	なし	全量処分	
	水沢地区区域	個人池	H16.9	若干	移動自粛	感染コイを購入した可能性
宮城県	阿武隈川水系区域	個人池	H16.6	若干	全量処分(命令済)	
秋田県	雄物川水系区域	個人池(30件)	H16.7	若干	全量処分(予定)	同一集落で同一水系の農業用水路での池の注排水
	雄物川水系区域	学校池	H16.7	若干	全量処分	3)の養殖場からコイ移入
	雄物川水系区域	個人池(5件)	H16.7	若干	全量処分(予定)	コイの移動又は水路で関連
	子吉川水系区域	個人池	H16.7	若干	全量処分	感染コイを購入した可能性
	雄物川水系区域	養殖場 3)	H16.7	若干	全量処分(命令済)	感染コイを購入した可能性
	雄物川水系区域	個人池(2件)	H16.7	若干	全量処分	同一集落で同一水系の農業用水路での池の注排水
	雄物川水系区域	個人池	H16.8	若干	移動自粛	
	雄物川水系区域	個人池	H16.8	若干	全量処分	感染コイを購入した可能性
	子吉川水系区域	個人池	H16.8	若干	全量処分	感染コイを購入した可能性
	雄物川水系区域	個人池	H16.9	若干	全量処分	同一集落で同一水系の農業用水路での池の注排水
	雄物川水系区域	個人池	H16.9	若干	全量処分	
	雄物川水系区域	人工池	H16.10	若干	全量処分	
山形県	置賜地区区域	蓄養場	H16.6	200kg	全量処分	15年9月に霞ヶ浦からコイを移入
	置賜地区区域	釣り堀 4) (同一業者)	H16.6	若干	全量処分	15年10月に茨城産のコイを移入
	置賜地区区域		H16.6	若干	全量処分	
	置賜地区区域	個人池	H16.6	若干	全量処分	4)の釣り堀業者からコイを購入
	置賜地区区域	神社の池 5)	H16.6	若干	全量処分	一般人による感染コイ放流の可能性
	村山地区区域	養殖場 6) (1経営体)	H16.6	70尾	全量処分	15年10月に茨城県産のコイを移入
	村山地区区域		H16.6	若干	全量処分	
	村山地区区域	個人池(2件)	H16.6	若干	全量処分	6)の養殖池の排水が流れる用水路から取水
	置賜地区区域	公園の堀	H16.7	若干	全量処分	5)の神社の池の排水流入
	最上地区区域	個人池	H16.7	若干	全量処分	感染コイを購入した可能性
	置賜地区区域	個人池	H16.7	若干	全量処分	
	庄内地区区域	個人池	H16.7	20尾	全量処分	感染コイを購入した可能性
	村山地区区域	個人池	H16.7	150尾	全量処分	
	最上地区区域	個人池(4件)	H16.7	若干	全量処分	同一用水路から注排水、感染コイを購入した可能性
	村山地区区域	個人池	H16.7	若干	全量処分	既発生域から取水
	最上地区区域	個人池	H16.7	若干	全量処分	感染コイを購入した可能性
	村山地区区域	個人池	H16.7	若干	移動自粛	上流に既発生個人池あり
	庄内地区区域	個人池	H16.7	20～30尾	全量処分	上流に既発生個人池あり
	庄内地区区域	個人池	H16.7	若干	移動自粛	県内造園業者からコイを購入
	村山地区区域	個人池	H16.7	若干	全量処分	

都道府県名	発見場所		発見時期〔死亡がない場合は、確認された時期〕	死亡数量	主な措置状況	感染経路等
	区分地域	養殖場等				
山形県	庄内地区区域	公園池	H16.8	約10尾	移動自粛	
	最上地区区域	個人池	H16.8	若干	移動自粛	感染コイを購入した可能性
	村山地区区域	個人池	H16.8	若干	全量処分	
	置賜地区区域	個人池	H16.8	若干	移動自粛	既発生域から取水
	置賜地区区域	個人池	H16.8	若干	全量処分	
	最上地区区域	個人池	H16.8	若干	全量処分	感染コイを購入・搬入した可能性
	村山地区区域	個人池	H16.8	若干	全量処分	既発生域から取水
	置賜地区区域	個人池(3件)	H16.8	若干	全量処分	上流に既発生個人池あり
	村山地区区域	個人池	H16.8	若干	全量処分	
	置賜地区区域	学校池	H16.8	若干	全量処分	上流に既発生個人池あり
	村山地区区域	養殖場	H16.8	100尾以上	全量処分	上流に既発生個人池あり、感染コイの投棄
	最上地区区域	個人池(4件)	H16.8	若干	全量処分	同一集落で同一の水路から注排水
	最上地区区域	個人池(2件)	H16.9	若干	全量処分	同一集落で同一の水路から注排水
	最上地区区域	個人池(3件)	H16.9	若干	全量処分	同一集落で同一の水路から注排水
	村山地区区域	個人池	H16.9	若干	全量処分	
	最上地区区域	公園池	H16.9	若干	全量処分	感染コイの搬入の可能性
	最上地区区域	個人池	H16.10	若干	全量処分	上流に上記公園池あり
	最上地区区域	個人池	H16.10	20尾	全量処分	感染コイを購入・搬入した可能性
	最上地区区域	個人池	H16.10	若干	全量処分	既発生集落内にあり
福島県	霊山町区域	釣り堀	H16.6	若干	全量処分(命令済)	15年10月に茨城産コイを移入
	大信村区域	釣り堀	H16.7	なし	全量処分(命令済)	15年10月まで霞ヶ浦産コイの移入の可能性
茨城県	霞ヶ浦・北浦	養殖場(58経営体)	H15.10	1,190t(業者間取り数量)	全量処分	
	玉造町区域	養殖場(陸上池)	H16.5	若干	全量処分	
	内原町区域	個人池	H16.8	若干	全量処分	既発生水域から取水
栃木県	栃木・両毛ブロック	釣り堀	H15.9	1t以上	全量処分	霞ヶ浦からコイを移入
	栃木・両毛ブロック	公園の池	H15.11	若干	全量処分	一般人による感染コイ放流の可能性
	芳賀ブロック	公園の池	H16.5	2t以上	移動自粛(釣り池は全量処分)	15年10月まで霞ヶ浦産コイの移入あり
	栃木・両毛ブロック	公園の池	H16.5	若干	全量処分	最近、管理者による放流なし
	日光・塩谷ブロック	釣り堀	H16.5	若干	全量処分	茨城県産コイの移入あり
	県央ブロック	中学校内の池	H16.6	若干	全量処分	最近、管理者による放流なし
	栃木・両毛ブロック	寺の堀	H16.6	若干	全量処分	近年、管理者による放流なし
	日光・塩谷ブロック	公園の池	H16.7	100kg	全量処分	近年、管理者による放流なし
群馬県	西部ブロック	公園の池	H16.5	若干	全量処分	一般人による感染コイ放流の可能性
	東部ブロック	公園の池	H16.5	若干	全量処分	一般人による感染コイ放流の可能性
	東部ブロック	公園の池	H16.5	若干	全量処分	一般人による感染コイ放流の可能性
	西部ブロック	養殖場(1経営体)	H16.5	若干	全量処分	15年7月に霞ヶ浦産コイの取扱いあり
	西部ブロック		H16.5	若干	全量処分	
	中部ブロック		H16.5	若干	全量処分	
	東部ブロック	農園内の池	H16.5	若干	全量処分	一般人による感染コイ放流の可能性
	東部ブロック	釣り堀	H16.5	若干	移動禁止(命令済)	15年8月まで霞ヶ浦産コイ放流あり
	中部ブロック	公園の池	H16.5	若干	全量処分	一般人による感染コイ放流の可能性

都道府県名	発見場所		発見時期〔死亡がない場合は、確認された時期〕	死亡数量	主な措置状況	感染経路等
	区分地域	養殖場等				
	西部ブロック	個人池	H16.6	若干	全量処分	
	西部ブロック	養殖場	H16.6	若干	全量処分	河川水から感染の可能性
	西部ブロック	養殖場	H16.6	若干	全量処分	河川水から感染の可能性
埼玉県	上尾市区域	釣り堀	H15.9	1.6t以上	全量処分	霞ヶ浦からコイを移入
	庄和町区域	釣り堀	H15.11	数十kg	移動自粛	霞ヶ浦からコイを移入
	上福岡市区域	蓄養場	H15.11	なし	全量処分	霞ヶ浦からコイを移入
	本庄市区域	公園の池	H15.11	若干	全量処分	一般人による感染コイ放流の可能性
	行田市区域	法人池	H16.5	若干	全量処分	一般人による感染コイ放流の可能性
	川越市区域	寺の池	H16.5	若干	全量処分	一般人による感染コイ放流の可能性
	本庄市区域	市役所の池	H16.5	若干	全量処分	一般人による感染コイ放流の可能性
	草加市区域	個人池	H16.5	若干	移動自粛	発生河川水系から釣った魚の放流あり
	さいたま市区域	個人池	H16.9	若干	移動自粛	
	和光市区域	個人池	H16.9	若干	全量処分	下記業者より購入
	上福岡市区域	蓄養場	H16.10	若干	全量処分	発生河川水系から釣った魚の放流あり
千葉県	利根川区域	釣り堀	H15.11	200kg	全量処分	霞ヶ浦からコイを移入
	利根川区域	釣り堀	H15.11	350kg	全量処分(命令済)	霞ヶ浦からコイを移入
	利根川区域	釣り堀	H15.12	100kg	全量処分(命令済)	霞ヶ浦からコイを移入 (10月頃)
	利根川区域	釣り堀	H16.5	100尾	全量処分	15年9・10月に茨城県産コイの移入あり
	南白亀川区域	個人池	H16.6	100尾	全量処分	
	利根川区域	公園の池	H16.6	若干	全量処分	
	利根川区域	神社の池	H16.6	若干	全量処分	
	利根川区域	釣り堀	H16.8	210kg	全量処分(命令済)	
	利根川区域	養殖場	H16.9	100尾	全量処分(命令済)	
	栗山川区域	個人池	H16.9	若干	全量処分	
	利根川区域	公園の池	H16.10	若干	全量処分	
	利根川区域	個人池	H16.12	若干	全量処分(予定)	
東京都	区部(23区)	釣り堀	H15.9	50匹以上	全量処分	霞ヶ浦からコイを移入
	区部(23区)	釣り堀	H15.9	若干	移動自粛	霞ヶ浦からコイを移入
	区部(23区)	釣り堀	H15.10	若干	移動自粛	霞ヶ浦からコイを移入
	区部(23区)	釣り堀	H15.12	なし	移動自粛	霞ヶ浦からコイを移入(10月頃)
	区部(23区)	釣り堀	H15.12	なし	全量処分	霞ヶ浦からコイを移入
	市部(市町村)	釣り堀	H15.12	なし	移動自粛	霞ヶ浦からコイを移入
	区部(23区)	公園の池	H16.5	88尾	移動自粛	一般人による感染コイ放流の可能性
	区部(23区)	公園の池	H16.5	11尾	移動自粛	一般人による感染コイ放流の可能性
	区部(23区)	釣り堀	H16.5	4,000尾	移動自粛	
	区部(23区)	公園の池	H16.5	130尾	移動自粛	
	市部(市町村)	釣り堀	H16.5	65尾	移動自粛	霞ヶ浦産コイを導入した業者から購入
	市部(市町村)	釣り堀	H16.5	250尾	移動自粛	霞ヶ浦産コイを導入した業者から購入
	市部(市町村)	公園の池	H16.5	169尾	移動自粛	霞ヶ浦産コイを導入した業者から購入
	区部(23区)	公園の池	H16.5	157尾	移動自粛	一般人による感染コイ放流の可能性
	市部(市町村)	釣り堀	H16.5	170尾	移動自粛	16年4月、KHV発生業者から購入
	区部(23区)	公園の池	H16.5	20尾	移動自粛	

都道府県名	発見場所		発見時期〔死亡がない場合は、確認された時期〕	死亡数量	主な措置状況	感染経路等
	区分地域	養殖場等				
	市部（市町村）	公園の池	H16.5	32尾	移動自肅	
	区部（23区）	公園の池	H16.6	383尾	移動自肅	一般人による感染コイ放流の可能性
	区部（23区）	公園の池	H16.6	26尾	移動自肅	
	区部（23区）	公園の池	H16.6	64尾	移動自肅	
	市部（市町村）	施設の池	H16.6	23尾	移動自肅	
	区部（23区）	公園の池	H16.6	68尾	移動自肅	一般人による感染コイ放流の可能性
	市部（市町村）	個人池	H16.6	18尾	移動自肅	
	区部（23区）	公園の池	H16.7	17尾	移動自肅	一般人による感染コイ放流の可能性
	区部（23区）	蓄養場	H16.12	7尾	全量処分	品評会用に愛好家から預かった個体で発生
	区部（23区）	個人池	H16.12	36尾	移動自肅	上記蓄養場から戻った個体で発生
神奈川県	大和市区域	釣り堀	H15.12	なし	全量処分	
	大和市区域	養殖場	H16.5	若干	全量処分	
	海老名市区域	釣り堀	H16.6	若干	全量処分	
	南足柄市区域	法人池	H16.10	若干	全量処分	
新潟県	上越区域	釣り堀	H15.9	若干	全量処分	霞ヶ浦からコイを移入
	下越区域	養殖場	H15.11	なし	全量処分	霞ヶ浦からコイを移入
	中越区域	個人池(2件)	H16.7	若干	全量処分	同一の農業用水で飼育しているところが多く、水を介して広がった可能性
	中越区域	個人池(4件)	H16.7	若干	全量処分	
	中越区域	個人池(23件)	H16.7	若干	全量処分	
	中越区域	個人池	H16.7	若干	全量処分	
	下越区域	個人池(3件)	H16.7	若干	全量処分	
	下越区域	個人池(2件)	H16.8	若干	全量処分	
	上越区域	個人池(11件)	H16.8	若干	全量処分	
	上越区域	個人池	H16.8	若干	全量処分	
	中越区域	個人池	H16.8	若干	全量処分	
	下越区域	個人池	H16.8	若干	全量処分	
	上越区域	個人池(8件)	H16.8	若干	全量処分	
	中越区域	個人池(7件)	H16.8	若干	全量処分	
	下越区域	個人池	H16.8	若干	全量処分	
	下越区域	個人池	H16.8	若干	全量処分	
	上越区域	個人池(4件)	H16.8	若干	全量処分	
	中越区域	釣り堀	H16.8	若干	全量処分	
	中越区域	個人池(3件)	H16.8	若干	全量処分	
	上越区域	個人池	H16.8	若干	全量処分	
	上越区域	個人池	H16.8	若干	全量処分	
	下越区域	個人池(4件)	H16.8	若干	全量処分	
	下越区域	個人池(2件)	H16.8	若干	全量処分	
	下越区域	個人池	H16.9	若干	全量処分	
	中越区域	個人池(2件)	H16.9	若干	全量処分	
	下越区域	個人池	H16.9	若干	全量処分	
	中越区域	個人池	H16.9	若干	全量処分	
	中越区域	個人池	H16.9	若干	全量処分	

都道府県名	発見場所		発見時期[死亡がない場合は、確認された時期]	死亡数量	主な措置状況	感染経路等
	区分地域	養殖場等				
	下越区域	個人池	H16.9	若干	全量処分	
	中越区域	個人池(5件)	H16.9	若干	全量処分	
	中越区域	個人池(3件)	H16.10	若干	全量処分	
	中越区域	個人池	H16.11	若干	全量処分	
富山県	富山地区区域	個人池	H16.7	若干	全量処分	
	富山地区区域	個人池	H16.7	若干	全量処分	
	富山地区区域	個人池	H16.7	若干	全量処分	
	福野地区区域	個人池	H16.8	若干	全量処分	
	魚津地区区域	個人池	H16.8	若干	全量処分	
	福野地区区域	個人池	H16.8	若干	全量処分	
	福野地区区域	個人池	H16.9	若干	全量処分	
	福野地区区域	個人池	H16.9	若干	全量処分	
	高岡地区区域	個人池	H16.11	若干	全量処分	
石川県	寺井町地区区域	釣り堀	H16.7	15尾	全量処分	
	小松市地区区域	公園の池	H16.11	若干	全量処分	
福井県	九頭竜川水系区域	個人池	H16.6	若干	移動自粛	発生河川水系から取水
山梨県	東八代郡区域	釣り堀	H15.10	2.2t (3,300尾)	全量処分	霞ヶ浦からコイを移入
	南都留郡区域	釣り堀	H15.11	なし	全量処分	霞ヶ浦からコイを移入
	甲府市区域	寺の池	H16.6	若干	移動自粛	一般人による感染コイ放流の可能性
	西八代郡区域	公園の池	H16.6	若干	移動自粛	一般人による感染コイ放流の可能性
	東山梨郡区域	個人池	H16.6	若干	移動自粛	
	中巨摩郡区域	個人池	H16.6	若干	移動自粛	既発生水域の水流入
	南アルプス市区域	寺の池	H16.6	若干	移動自粛	一般人による感染コイ放流の可能性
	南都留郡区域	漁協の蓄養池	H16.6	若干	移動自粛	湖で釣られたコイを蓄養
	甲府市区域	個人池	H16.12	若干	移動自粛	
長野県	天竜川水系区域	個人池(3件)	H16.6	若干	全量処分	低水温期に感染魚と分からず持ち込まれ、飼育用水を介して拡大した可能性
	千曲川水系区域	個人池	H16.6	若干	移動禁止	
	天竜川水系区域	個人池(2件)	H16.6	若干	移動禁止	
	天竜川水系区域	養殖場	H16.6	若干	全量処分	
	天竜川水系区域	養殖場	H16.6	若干	全量処分	
	天竜川水系区域	個人池(4件)	H16.6	若干	移動禁止	
	天竜川水系区域	養殖場	H16.6	若干	全量処分	
	天竜川水系区域	個人池	H16.6	若干	移動禁止	
	天竜川水系区域	個人池(2件)	H16.6	若干	移動禁止	
	天竜川水系区域	養殖場	H16.6	若干	全量処分	
	千曲川水系区域	個人池(5件)	H16.6	若干	移動禁止	
	天竜川水系区域	個人池(5件)	H16.6	若干	移動禁止	
	千曲川水系区域	個人池(4件)	H16.6	若干	移動禁止	
	天竜川水系区域	個人池(4件)	H16.6	若干	移動禁止	
	天竜川水系区域	個人池	H16.6	若干	移動禁止	
	天竜川水系区域	個人池	H16.6	若干	移動禁止	
	天竜川水系区域	個人池	H16.6	若干	移動禁止	

都道府県名	発見場所		発見時期 [死亡がない場合は、確認された時期]	死亡数量	主な措置状況	感染経路等
	区分地域	養殖場等				
長野県	千曲川水系区域	個人池(2件)	H16.6	若干	移動禁止	低水温期に感染魚と分らず持ち込まれ、飼育用水を介して拡大した可能性
	天竜川水系区域	個人池	H16.6	若干	移動禁止	
	天竜川水系区域	個人池	H16.6	若干	移動禁止	
	千曲川水系区域	個人池	H16.6	若干	移動禁止	
	千曲川水系区域	個人池	H16.6	若干	移動禁止	
	千曲川水系区域	個人池(2件)	H16.6	若干	移動禁止	
	天竜川水系区域	個人池	H16.6	若干	移動禁止	
	天竜川水系区域	蓄養場	H16.6	若干	全量処分	
	天竜川水系区域	個人池	H16.6	若干	移動禁止	
	千曲川水系区域	個人池(2件)	H16.6	若干	移動禁止	
	千曲川水系区域	養殖場	H16.6	若干	全量処分	
	千曲川水系区域	蓄養場	H16.6	若干	全量処分	
	天竜川水系区域	個人池	H16.7	若干	移動禁止	
	天竜川水系区域	養殖場	H16.7	若干	全量処分	
	天竜川水系区域	養殖場	H16.7	若干	全量処分	
	天竜川水系区域	養殖場	H16.7	若干	全量処分	
	天竜川水系区域	個人池	H16.7	若干	移動禁止	
	千曲川水系区域	蓄養場	H16.7	若干	全量処分	
	千曲川水系区域	釣り堀	H16.7	若干	全量処分	
	千曲川水系区域	個人池(2件)	H16.7	若干	移動禁止	
	天竜川水系区域	個人池	H16.7	若干	移動禁止	
	千曲川水系区域	養殖場	H16.7	若干	全量処分	
	千曲川水系区域	個人池	H16.7	若干	移動禁止	
	天竜川水系区域	個人池	H16.7	若干	移動禁止	
	千曲川水系区域	個人池(3件)	H16.7	若干	移動禁止	
	千曲川水系区域	個人池(2件)	H16.7	若干	移動禁止	
	天竜川水系区域	養殖場	H16.7	若干	全量処分	
	天竜川水系区域	個人池	H16.7	若干	移動禁止	
	千曲川水系区域	蓄養場	H16.7	若干	全量処分	
	千曲川水系区域	養殖場	H16.7	若干	全量処分	
	千曲川水系区域	個人池	H16.7	若干	移動禁止	
	天竜川水系区域	個人池	H16.7	若干	移動禁止	
	千曲川水系区域	個人池	H16.7	若干	全量処分	
	天竜川水系区域	個人池	H16.7	若干	移動禁止	
	天竜川水系区域	個人池	H16.7	若干	移動禁止	
	千曲川水系区域	個人池	H16.7	若干	移動禁止	
	千曲川水系区域	個人池(2件)	H16.7	若干	移動禁止	
	天竜川水系区域	個人池	H16.7	若干	移動禁止	
	天竜川水系区域	個人池	H16.7	若干	移動禁止	
	千曲川水系区域	法人の池	H16.7	若干	全量処分	
	天竜川水系区域	個人池	H16.7	若干	移動禁止	
	天竜川水系区域	個人池	H16.7	若干	移動禁止	

都道府県名	発見場所		発見時期〔死亡がない場合は、確認された時期〕	死亡数量	主な措置状況	感染経路等
	区分地域	養殖場等				
長野県	千曲川水系区域	個人池(2件)	H16.7	若干	移動禁止	低水温期に感染魚と分らず持ち込まれ、飼育用水を介して拡大した可能性
	天竜川水系区域	個人池	H16.7	若干	移動禁止	
	天竜川水系区域	個人池(2件)	H16.7	若干	移動禁止	
	天竜川水系区域	個人池	H16.7	若干	移動禁止	
	千曲川水系区域	個人池(3件)	H16.7	若干	移動禁止	
	天竜川水系区域	個人池	H16.7	若干	移動禁止	
	天竜川水系区域	公園池	H16.7	若干	全量処分	
	天竜川水系区域	個人池	H16.7	若干	移動禁止	
	天竜川水系区域	個人池(2件)	H16.7	若干	移動禁止	
	天竜川水系区域	個人池	H16.8	若干	全量処分	
	千曲川水系区域	個人池	H16.8	若干	移動禁止	
	千曲川水系区域	個人池	H16.8	若干	移動禁止	
	千曲川水系区域	個人池	H16.8	若干	移動禁止	
	天竜川水系区域	個人池	H16.8	若干	移動禁止	
	天竜川水系区域	神社の池	H16.8	若干	移動禁止	
	千曲川水系区域	個人池	H16.8	若干	移動禁止	
	千曲川水系区域	施設の池	H16.8	若干	全量処分	
	天竜川水系区域	個人池(2件)	H16.8	若干	移動禁止	
	天竜川水系区域	公園の池	H16.8	若干	全量処分	
	天竜川水系区域	個人池	H16.8	若干	移動禁止	
	天竜川水系区域	個人池(2件)	H16.8	若干	移動禁止	
	天竜川水系区域	個人池	H16.8	若干	移動禁止	
	千曲川水系区域	個人池	H16.8	若干	移動禁止	
	千曲川水系区域	個人池	H16.8	若干	移動禁止	
	天竜川水系区域	個人池	H16.8	若干	移動禁止	
	千曲川水系区域	個人池	H16.8	若干	移動禁止	
	天竜川水系区域	個人池	H16.8	若干	移動禁止	
	千曲川水系区域	個人池	H16.8	若干	移動禁止	
	天竜川水系区域	個人池	H16.8	若干	移動禁止	
	天竜川水系区域	個人池	H16.8	若干	移動禁止	
	千曲川水系区域	個人池	H16.9	若干	移動禁止	
	天竜川水系区域	個人池	H16.9	若干	移動禁止	
	天竜川水系区域	個人池	H16.9	若干	移動禁止	
	天竜川水系区域	個人池	H16.9	若干	移動禁止	
	天竜川水系区域	個人池	H16.9	若干	移動禁止	
	千曲川水系区域	個人池	H16.9	若干	移動禁止	
	西濃地区区域	釣り堀	H15.10	50kg	移動自粛	霞ヶ浦からコイを移入
	中濃地区区域	養殖場	H15.11	なし	全量処分	霞ヶ浦からコイを移入
	西濃地区区域	釣り堀	H15.11	20kg	移動自粛	霞ヶ浦からコイを移入
	岐阜地区区域	釣り堀	H15.11	60kg	移動自粛	霞ヶ浦からコイを移入
	東濃地区区域	釣り堀	H15.11	なし	移動自粛	霞ヶ浦からコイを移入
	飛騨地区区域	蓄養場	H15.11	なし	移動自粛	霞ヶ浦からコイを移入

都道府県名	発見場所		発見時期〔死亡がない場合は、確認された時期〕	死亡数量	主な措置状況	感染経路等
	区分地域	養殖場等				
岐阜県	東濃地区区域	蓄養場	H15.11	なし	全量処分	霞ヶ浦からコイを移入
	西濃地区区域	個人池	H15.11	66kg	移動自粛	
	岐阜地区区域	養殖場	H15.12	なし	移動自粛	
	東濃地区区域	蓄養場	H15.12	なし	全量処分	霞ヶ浦からコイを移入
	岐阜地区区域	個人池	H15.12	若干	全量処分	
	西濃地区区域	公園の池	H16.5	若干	移動自粛	
	中濃地区区域	公園の池	H16.5	若干	移動自粛	一般人による感染コイ放流の可能性
	東濃地区区域	公園の池	H16.5	若干	移動自粛	一般人による感染コイ放流の可能性
	東濃地区区域	個人池	H16.6	10尾	移動自粛	
	東濃地区区域	個人池	H16.6	49尾	移動自粛	
	中濃地区区域	個人池	H16.6	130尾	移動自粛	
	岐阜地区区域	公園の池	H16.6	5尾	移動自粛	
	中濃地区区域	個人池	H16.6	2尾	移動自粛	
	東濃地区区域	個人池	H16.7	16尾	移動自粛	用水を介して感染の可能性
	東濃地区区域	個人池	H16.7	14尾	移動自粛	用水を介して感染の可能性
	岐阜地区区域	公共施設池	H16.7	10尾程度	移動自粛	
	東濃地区区域	個人池	H16.7	8尾	移動自粛	用水を介して感染の可能性
	東濃地区区域	個人池	H16.7	15尾	移動自粛	用水を介して感染の可能性
	飛騨地区区域	個人池	H16.8	65尾	移動自粛	
	中濃地区区域	個人池	H16.8	18尾	移動自粛	
	中濃地区区域	個人池(6件)	H16.8	計24尾	移動自粛	用水を介して感染の可能性
	飛騨地区区域	個人池(2件)	H16.8	計23尾	移動自粛	
	飛騨地区区域	養殖場	H16.8	3尾	移動自粛	用水を介して感染の可能性
	飛騨地区区域	個人池(4件)	H16.8	計73尾	移動自粛	用水を介して感染の可能性
	東濃地区区域	個人池(7件)	H16.8	計45尾	移動自粛	用水を介して感染の可能性
	飛騨地区区域	個人池	H16.8	22尾	移動自粛	用水を介して感染の可能性
	中濃地区区域	個人池	H16.8	6尾	移動自粛	用水を介して感染の可能性
	飛騨地区区域	個人池	H16.9	75尾	全量処分	
	中濃地区区域	個人池	H16.9	1尾	移動自粛	
	飛騨地区区域	個人池(2件)	H16.9	計29尾	移動自粛	用水を介して感染の可能性、上流の養殖場でも発生
	西濃地区区域	個人池	H16.9	80尾	移動自粛	
	西濃地区区域	個人池	H16.9	17尾	移動自粛	
	飛騨地区区域	神社の池	H16.10	若干	移動自粛	用水を介して感染の可能性
	飛騨地区区域	個人池	H17.1	11尾	移動自粛	
静岡県	富士地区区域	釣り堀	H15.10	85kg	全量処分	霞ヶ浦からコイを移入
	西遠中遠区域	釣り堀	H15.11	308kg	全量処分	霞ヶ浦からコイを移入
	静岡山岳区域	法人の池	H16.11	14尾	全量処分	下記業者より購入
	西遠中遠区域	蓄養場	H16.11	30尾	全量処分	
愛知県	県西部	釣り堀	H15.10	若干	全量処分	霞ヶ浦からコイを移入
	県西部	釣り堀	H15.10	若干	全量処分	霞ヶ浦からコイを移入
	県西部	釣り堀	H16.5	若干	全量処分	
	津地方県民局管内区域	釣り堀	H15.10	若干	全量処分	霞ヶ浦からコイを移入

都道府県名	発見場所		発見時期〔死亡がない場合は、確認された時期〕	死亡数量	主な措置状況	感染経路等
	区分地域	養殖場等				
三重県	津地方県民局管内区域	公園の池	H16.5	若干	全量処分	
	津地方県民局管内区域	個人池	H16.6	若干	全量処分	
滋賀県	近江南東区域	蓄養場	H15.11	なし	全量処分	霞ヶ浦からコイを移入
	近江南部区域	蓄養場	H15.11	なし	全量処分	霞ヶ浦からコイを移入
	近江東部区域	蓄養場	H15.11	なし	全量処分	霞ヶ浦からコイを移入
	近江西部区域	蓄養場	H15.11	なし	全量処分	霞ヶ浦からコイを移入
	近江南部区域	蓄養場	H15.11	なし	全量処分	霞ヶ浦からコイを移入
	近江西部区域	蓄養場	H15.11	なし	全量処分	霞ヶ浦からコイを移入
	近江南部区域	個人池	H15.11	若干	全量処分	
	近江南東部区域	公園の池	H16.1	若干	全量処分	一般人による感染コイ放流の可能性
	近江南部区域	民間施設内の池	H16.5	若干	全量処分(命令済)	瀬田川から取水
京都府	京都市区域	養殖場 7)	H15.11	なし	全量処分	
	美山町区域	個人池	H15.11	若干	全量処分	7)の養殖場由来のコイ
	美山町区域	養殖場	H15.11	なし	全量処分	霞ヶ浦からコイを移入
	京都市区域	寺の堀	H15.12	若干	全量処分	一般人による感染コイ放流の可能性
	美山町区域	個人池	H16.4	若干	全量処分	7)の養殖場由来のコイ
	京都市区域	寺の池 8)	H16.5	若干	全量処分	一般人による感染コイ放流の可能性
	京都市区域	養殖場	H16.5	若干	全量処分	8)の下流側隣接
	京都市区域	小学校の飼育池	H16.5	若干	全量処分	16年4月に桂川で釣ったコイの移入あり
	京都市区域	法人池	H16.6	若干	全量処分	琵琶湖疏水を利用
	京都市区域	法人池	H16.6	若干	全量処分	琵琶湖疏水を利用
	京都市区域	法人池	H16.6	若干	全量処分	琵琶湖疏水を利用
	京都市区域	法人池	H16.6	若干	全量処分	琵琶湖疏水を利用
	京都市区域	法人池	H16.6	若干	全量処分	既発生水域の水流入
	京都市区域	寺の池	H16.6	若干	全量処分	琵琶湖疏水を利用
	京都市区域	動物園の池	H16.6	若干	全量処分	琵琶湖疏水を利用
	京都市区域	法人池	H16.6	若干	全量処分	琵琶湖疏水を利用
	美山町区域	個人池	H16.7	若干	全量処分	7)の養殖場由来のコイ
	京北町区域	個人池	H16.7	若干	全量処分	
	京都市区域	個人池	H16.9	若干	全量処分	用水を介して感染の可能性
	京都市区域	施設の池	H16.9	若干	全量処分	用水を介して感染の可能性
	京都市区域	個人池	H16.9	若干	全量処分	用水を介して感染の可能性
大阪府	大阪中部区域	下水処理場内の池	H16.4	若干	全量処分	一般人による感染コイ放流の可能性
	大阪南部区域	公園の池	H16.5	若干	移動自粛	一般人による感染コイ放流の可能性
兵庫県	加古川水系区域	庭園の池	H16.5	若干	全量処分	一般人による感染コイ放流の可能性
	加古川水系区域	個人池	H16.5	若干	全量処分	
	円山川水系区域	公園の池	H16.6	若干	移動自粛	
奈良県	大和川水系区域	養殖場	H15.11	約300kg	全量処分	
	大和川水系区域	養殖場	H16.4	約600尾	全量処分	
	大和川水系区域	公園の池	H16.5	338尾	全量処分	
和歌山県	紀ノ川水系区域	浄水場内の池	H16.6	若干	死亡魚の処分	
	紀ノ川水系区域	大淀ポンプ場	H16.6	20尾	死亡魚の処分	

都道府県名	発見場所		発見時期 [死亡がない場合は、確認された時期]	死亡数量	主な措置状況	感染経路等
	区分地域	養殖場等				
	紀ノ川水系区域	松島水源地の池	H16.7	若干	死亡魚の処分	
鳥取県	鳥取県東部区域	個人池 9)	H15.11	若干	全量処分	7)の養殖場の感染コイ移入の可能性
	鳥取県東部区域	個人池 10)	H15.11	若干	全量処分	9)の個人池の約300m上流に位置
	鳥取県東部区域	個人池 11)	H15.12	若干	全量処分	10)の個人池の約10m下流に位置
	鳥取県東部区域	個人池	H15.12	若干	全量処分	11)の個人池の上流隣
	鳥取県西部区域	個人池 12)	H16.5	若干	全量処分	
	鳥取県西部区域	個人池	H16.6	若干	全量処分	12)の個人池の約2.5km下流に位置
	鳥取県西部区域	個人池	H16.6	若干	全量処分	12)の個人池の約100m下流に位置
	鳥取県西部区域	個人池	H16.6	若干	全量処分	12)の個人池の排水が入る用水路と接続
	鳥取県東部区域	個人池	H16.7	若干	全量処分	
	鳥取県西部区域	個人池	H16.7	若干	全量処分	12)の個人池の排水が入る用水路と接続
	鳥取県西部区域	個人池	H16.7	若干	全量処分	12)の個人池の排水が入る用水路と接続
	鳥取県西部区域	個人池	H16.8	若干	全量処分	12)の個人池の排水が入る用水路と接続
	鳥取県西部区域	個人池	H16.8	若干	全量処分	12)の個人池の排水が入る用水路と接続
	鳥取県西部区域	個人池(5件)	H16.8	若干	全量処分	12)の個人池の排水が入る用水路と接続
	鳥取県西部区域	個人池	H16.9	若干	全量処分	上流に既発生個人池あり
	鳥取県東部区域	個人池 13)	H16.9	若干	全量処分	
	鳥取県東部区域	個人池	H16.9	若干	全量処分	13)の個人池の排水が入る用水路と接続
	鳥取県東部区域	個人池	H16.11	若干	全量処分	13)の個人池の排水が入る用水路と接続
岡山県	児島湖水系区域	養殖場	H15.8	約1,500尾	全量処分	児島湖流入河川より取水
	高梁川南部区域	浄水場内の池	H16.4	若干	全量処分	高梁川から取水
福岡県	久留米市区域	養殖場	H15.11	若干	全量処分	霞ヶ浦からコイを移入
	大川市区域	養殖場	H15.11	若干	全量処分	霞ヶ浦からコイを移入
	田主丸町区域	飼育池	H16.6	若干	全量処分	
	瀬高町区域	個人池	H16.6	若干	全量処分	
	浮羽町区域	養殖場 (3経営体)	H16.6	367.71t	全量処分(命令済)	
	甘木市区域	養殖場 (1経営体)	H16.6	8.81t	全量処分(命令済)	
	朝倉町区域		H16.6	2.25t	全量処分(命令済)	
	筑紫野市区域	個人池	H16.9	40尾	全量処分	
佐賀県	佐賀地区区域	公園の池	H16.5	約20尾	全量処分	
	鳥栖地区区域	個人池	H16.5	若干	全量処分	
	唐津・東松浦地区	個人池	H16.6	若干	全量処分	
	鳥栖地区区域	個人池	H16.6	若干	全量処分	
	唐津・東松浦地区	個人池	H16.7	若干	全量処分	
	佐賀地区区域	個人池	H16.7	若干	全量処分	
	杵藤地区区域	個人池	H16.10	若干	全量処分	
熊本県	球磨区域	個人池	H16.6	67尾	全量処分	
	球磨区域	個人池	H16.7	80尾	全量処分	球磨川から取水
	球磨区域	個人池	H16.7	28尾	全量処分	球磨川から取水
	球磨区域	個人池	H16.7		全量処分	球磨川から取水
	球磨区域	個人池	H16.7	10尾	全量処分	球磨川から取水
	熊本市区域	個人池	H16.11	14尾	全量処分	緑川水系から取水

都道府県名	発見場所		発見時期〔死亡がない場合は、確認された時期〕	死亡数量	主な措置状況	感染経路等
	区分地域	養殖場等				
大分県	湯布院区域	個人池	H15.11	若干	全量処分	一般人による感染コイ放流の可能性等
	湯布院区域	個人池	H16.4	約20尾	全量処分	
	日田・玖珠区域	養殖場	H16.4	なし	全量処分	15年9・10月に茨城県からの仕入れあり
	湯布院区域	個人池	H16.5	若干	全量処分	水路で弱っていたコイを移入
	湯布院区域	個人池	H16.6	若干	全量処分	大分川から取水
	湯布院区域	個人池	H16.6	若干	全量処分	大分川から取水
	湯布院区域	個人池	H16.6	若干	全量処分	大分川から取水
	湯布院区域	個人池	H16.6	若干	全量処分	大分川からコイを移入
	湯布院区域	個人池	H16.6	若干	全量処分	
	湯布院区域	個人池	H16.6	若干	全量処分	上流に既発生個人池あり
	日田・玖珠区域	養殖場	H16.7	若干	全量処分	上流に既発生ダム湖あり
	日田・玖珠区域	養殖場	H16.7	若干	全量処分	上流に既発生ダム湖及び養殖場あり
	日田・玖珠区域	個人池	H16.9	若干	全量処分	感染コイを移入した可能性
	日田・玖珠区域	個人池	H16.10	若干	全量処分	用水を介して感染した可能性
	日田・玖珠区域	養殖場	H16.10	若干	全量処分	上流に既発生個人池あり
宮崎県	西都市区域	養殖場 14)	H15.10	7.0t	全量処分	霞ヶ浦からコイを移入
	国富町区域	養殖場	H15.11	若干	全量処分	14) の養殖場から感染コイを移入
	小林市区域	蓄養場	H15.11	若干	全量処分	14) の養殖場から感染コイを移入
	西都市区域	個人池	H15.12	なし	全量処分	一つ瀬川から感染コイ移入の可能性
	小林市区域	個人池	H16.3	なし	全量処分	
	宮崎市区域	市の施設内の池	H16.5	若干	全量処分	大淀川から採取したコイを移入
	宮崎市区域	市の施設内の池	H16.5	若干	全量処分	大淀川から取水
	小林市区域	個人池	H16.5	若干	全量処分	
	国富町区域	神社の池 15)	H16.5	若干	全量処分	大淀川から採取したコイを移入
	国富町区域	個人池	H16.5	若干	全量処分	15) の池の排水流入
	国富町区域	個人池	H16.5	若干	全量処分	15) の池の排水流入
	都城市区域	個人池	H16.7	若干	全量処分	
	都城市区域	公園池	H16.9	72尾	移動自粛	
	都城市区域	個人池	H16.9	10尾	移動自粛	
鹿児島県	始良・伊佐区域	釣り堀	H15.11	若干	全量処分	14) の養殖場から感染コイを移入
	南薩区域	個人池	H15.12	若干	移動自粛	万之瀬川から感染コイ移入の可能性
	南薩区域	個人池	H16.5	若干	全量処分	万之瀬川から取水

注：塗りつぶしは平成16年9月1日以降の確認分

KHV病感染コイの発見状況及びまん延防止措置状況(天然水域等)

平成17年3月1日までに得られた情報

都道府県名	発見場所			発見時期(死亡がない場合は、確認された時期)	措置状況	死亡数量、感染経路等
	区分地域	水系	河川等			
北海道	標茶町区域	釧路川水系	塘路湖及び周辺水域	H16.7	委員会指示でコイの持ち出し禁止、放流の制限	628尾(7/14～8/12)、15年10月に霞ヶ浦コイの放流実績あり
青森県	奥入瀬川水系区域	-	農業用ため池	H15.12	全量処分	死亡なし、2)の個人池から感染コイを放流
	十三湖・岩木川水系	岩木川水系	岩木川	H16.9	委員会指示でコイの持ち出し、放流の禁止	死亡なし、1)の養殖場から排水が流入・死亡魚投棄の可能性
宮城県	阿武隈川水系区域	-	仙石ため池	H16.6	委員会指示でコイの持ち出し、移植禁止	73尾(6/7～6/26)、一般人による感染コイ放流の可能性
	北上川水系区域	北上川水系	花山湖	H16.7	委員会指示でコイの持ち出し、移植禁止	12尾(7/25～8/5)、一般人による感染コイ放流の可能性
	阿武隈川水系区域	阿武隈川水系	白石川	H16.9	委員会指示でコイの持ち出し、移植禁止	47尾(9/5～9/24)、一般人による感染コイ放流の可能性
秋田県	雄物川水系区域	-	農業用水路	H16.8	委員会指示でコイの放流制限	若干、個人池から感染魚が流出又は投棄
山形県	置賜区域	-	農業用水路	H16.6	委員会指示でコイの持ち出し、放流の禁止	298尾(6/4～6/14) 流域に発生加工場あり
	置賜区域	最上川水系	白竜湖	H16.6	委員会指示でコイの持ち出し、放流の禁止	
	村山区域	最上川水系	長瀬の堀	H16.6	委員会指示でコイの持ち出し、放流の禁止	112尾(6/5～6/14)、15年10月に茨城県産コイを放流
	置賜区域	最上川水系	最上川(3地点)	H16.6	委員会指示でコイの持ち出し、放流の禁止	14尾(6/24)、上流で既発生
	村山区域	最上川水系	上郷ダムの下流	H16.7	委員会指示でコイの持ち出し、放流の禁止	1尾(7/11)、上流で既発生
	村山区域	最上川水系	新田川	H16.7	委員会指示でコイの持ち出し、放流の禁止	5尾(7/20)、上流で既発生
	庄内区域	最上川水系	最上川河口付近	H16.7	委員会指示でコイの持ち出し、放流の禁止	1尾(7/27)、上流で既発生
	庄内区域	最上川水系	小牧排水路	H16.7	委員会指示で放流の禁止	1尾(7/29)、死亡魚投棄の可能性
	庄内区域	最上川水系	京田川	H16.7	委員会指示で放流の禁止	17尾(8/4)、上流で既発生
	庄内区域	最上川水系	新井田川	H16.9	委員会指示でコイの持ち出し、放流の禁止	15尾(9/12～9/16)、感染魚投棄の可能性
	庄内区域	赤川水系	赤川河口付近	H16.9	委員会指示でコイの持ち出し、放流の禁止	30尾以上(9/14～9/22)、感染魚投棄の可能性
	庄内区域	赤川水系	大山川	H16.9	委員会指示でコイの持ち出し、放流の禁止	2尾(9/22～9/28)、感染魚投棄の可能性
	庄内区域	赤川水系	赤川	H16.10	委員会指示でコイの持ち出し、放流の禁止	1尾(10/29)、感染魚投棄の可能性
福島県	二本松市区域	阿武隈川水系	阿武隈川	H16.6	委員会指示でコイの持ち出し、放流の制限	101尾(6/22～8/16)
	飯野町区域	阿武隈川水系	蓬萊ダム	H16.7	委員会指示でコイの持ち出し、放流の制限	
茨城県	霞ヶ浦・北浦	利根川水系	霞ヶ浦・北浦	H15.10	持ち出し、放流自粛	大量死なし
	谷田川区域	利根川水系	牛久沼	H16.5	持ち出し、移動自粛	死亡なし
	五行川区域	利根川水系	五行川	H16.5	持ち出し、移動自粛	数尾、下流で発生あり
	砂沼区域	利根川水系	砂沼	H16.6	持ち出し、移動自粛	数十尾
	水海道区域	-	公園の池	H16.6	移動自粛	数十尾
	小貝川区域	利根川水系	小貝川	H16.6	持ち出し、移動自粛	1尾(6/16)
	那珂川区域	那珂川水系	那珂川	H16.7	持ち出し、放流自粛	死亡なし、上流で発生あり
栃木県	芳賀ブロック	那珂川水系	逆川	H16.2	取上・焼却処分	死亡なし、15年9・10月に霞ヶ浦産コイを放流
	栃木・両毛ブロック	利根川水系	(渡良瀬川水系)巴波川	H16.5	委員会指示でコイの持ち出し禁止	734尾(5/18～8/16、7月中旬以降大量死なし)、一般人による感染コイ放流の可能性
	芳賀ブロック	利根川水系	五行川	H16.6	委員会指示でコイの持ち出し禁止	22尾
	県央ブロック	利根川水系	(鬼怒川水系)釜川	H16.6	委員会指示でコイの持ち出し禁止	253尾(6/10～7月中旬)
	栃木・両毛ブロック	-	県庁堀川	H16.6	持ち出し、放流自粛	664尾(5/18～8/16、7月中旬以降大量死なし)、一般人による感染コイ放流の可能性
	県央ブロック	利根川水系	(鬼怒川水系)御用川	H16.6	委員会指示でコイの持ち出し禁止	2尾(6/29)、一般人による感染コイ放流の可能性
	栃木・両毛ブロック	-	(渡良瀬川水系)大前葉鹿用水	H16.7	委員会指示でコイの持ち出し禁止	35尾、一般人によるコイ放流の可能性
	栃木・両毛ブロック	利根川水系	(渡良瀬川水系)矢場川	H16.7	委員会指示でコイの持ち出し禁止	死亡なし
	栃木・両毛ブロック	-	(渡良瀬川水系)濁沼用水路	H16.7	委員会指示でコイの持ち出し禁止	40尾、一般人によるコイ放流の可能性
	那須ブロック	那珂川水系	那珂川	H16.8	委員会指示でコイの持ち出し禁止	若干、一般人によるコイ放流の可能性
	栃木・両毛ブロック	利根川水系	(渡良瀬川水系)渡良瀬川	H16.9	委員会指示でコイの持ち出し禁止	死亡なし、既発生水域からの流入
	西部ブロック	-	農業用調整池	H16.4	全量処分	5尾(4/28)、一般人による感染コイ放流の可能性

都道府県名	発見場所			発見時期(死亡がない場合は、確認された時期)	措置状況	死亡数量、感染経路等
	区分地域	水系	河川等			
群馬県	東部ブロック	利根川水系	谷田川及び導水路	H16.5	委員会指示でこいの持ち出し禁止	635尾(5/19～8/1)、15年9月に河川敷の池に霞ヶ浦産コイが放流されている
	東部ブロック	利根川水系	城沼及び鶴生田川	H16.5	委員会指示でこいの持ち出し禁止	1097尾(5/13～6/30)
	西部ブロック	利根川水系	温井川	H16.5	委員会指示でこいの持ち出し禁止	9尾(5/18～5/31)、15年10月に霞ヶ浦産コイの放流あり
	東部ブロック	-	利根加用水	H16.5	投棄と判断されるため監視を強化	10尾、一般人による感染死亡コイの投棄
	東部ブロック	利根川水系	多々良沼	H16.5	委員会指示でこいの持ち出し禁止	177尾(5/30～6/9)
	西部ブロック	利根川水系	鐺川	H16.6	委員会指示でこいの持ち出し禁止	33尾(6/4～6/16)、15年10月に霞ヶ浦産コイの放流あり
	西部ブロック	利根川水系	粕川	H16.6	委員会指示でこいの持ち出し禁止	5尾(6/7～6/18)
	東部ブロック	利根川水系	利根川	H16.6	委員会指示でこいの持ち出し禁止	55尾(6/9～9/21)
	東部ブロック	利根川水系	矢島放水路	H16.6	委員会指示でこいの持ち出し禁止	14尾(6/13～6/21)
	東部ブロック	利根川水系	八瀬川	H16.6	委員会指示でこいの持ち出し禁止	44尾(6/25～7/8)
	西部ブロック	利根川水系	公園の濠	H16.6	移動自肅	153尾(6/26～9/22)
	西部ブロック	利根川水系	井野川	H16.7	委員会指示でこいの持ち出し禁止	6尾(7/22)、15年10月に霞ヶ浦産コイの放流あり
	西部ブロック	利根川水系	鳥川	H16.7	委員会指示でこいの持ち出し禁止	3尾(7/22)、15年10月に霞ヶ浦産コイの放流実績あり
	東部ブロック	利根川水系	桐生川	H16.7	委員会指示でこいの持ち出し禁止	死亡なし
	東部ブロック	利根川水系	赤岩用水	H16.8	委員会指示でこいの持ち出し禁止	61尾(8/17～9/6)
埼玉県	新座市区域	荒川水系	黒目川	H16.5	委員会指示でこいの持ち出し、持ち込みの禁止	114尾(4/29～6/11)
	さいたま市区域	-	調整池	H16.5	委員会指示でこいの持ち出し、持ち込みの禁止	5尾(5/12)
	さいたま市区域	荒川水系	鴨川	H16.5	委員会指示でこいの持ち出し、持ち込みの禁止	208尾(5/15～6/11)
	行田市区域	利根川水系	利根大堰	H16.5	委員会指示でこいの持ち出し、持ち込みの禁止	数尾(5/29～6/1)、上流の福川からコイ死魚漂着の可能性
	妻沼町区域	利根川水系	福川	H16.5	委員会指示でこいの持ち出し、持ち込みの禁止	221尾(5/20～6/11)、15年10月に霞ヶ浦産コイの放流あり
	加須市区域	-	農業用水路	H16.5	委員会指示でこいの持ち出し、持ち込みの禁止	1尾(5/22)、利根川から取水
	川越市区域	荒川水系	新河岸川	H16.5	委員会指示でこいの持ち出し、持ち込みの禁止	378尾(5/19～6/11)、下流で既発生
	川越市区域	荒川水系	九十川	H16.6	委員会指示でこいの持ち出し、持ち込みの禁止	36尾(5/19～6/11)、15年8月に霞ヶ浦産コイ放流あり
	吹上町区域	荒川水系	元荒川	H16.6	委員会指示でこいの持ち出し、持ち込みの禁止	132尾(5/31頃)、利根川から取水
	加須市区域	-	調整池	H16.6	委員会指示でこいの持ち出し、持ち込みの禁止	2尾(6/1)、利根川から取水
	鶴ヶ島町・坂戸市区域	荒川水系	大谷川	H16.6	委員会指示でこいの持ち出し、持ち込みの禁止	6尾(6/10)
	菖蒲町区域	利根川水系	星川	H16.6	委員会指示でこいの持ち出し、持ち込みの禁止	25尾(6/7～6/21)、利根川から取水
	東松山市区域	-	上沼公園池	H16.6	委員会指示でこいの持ち出し、持ち込みの禁止	17尾(6/7～6/22)、一般人による感染コイ放流の可能性
	坂戸市区域	荒川水系	高麗川	H16.6	委員会指示でこいの持ち出し、持ち込みの禁止	18尾(6/20～6/21)
	久喜市区域	-	農業用水路	H16.6	委員会指示でこいの持ち出し、持ち込みの禁止	1尾(6/17)、利根川から取水
	羽生市区域	-	調整池	H16.6	委員会指示でこいの持ち出し、持ち込みの禁止	約40尾(6/18～6/29)、利根川から取水
	寄居町区域	荒川水系	荒川	H16.7	委員会指示でこいの持ち出し、持ち込みの禁止	11尾(7/26)、一般人による放流の可能性
	熊谷市区域	荒川水系	星川	H16.9	委員会指示でこいの持ち出し、持ち込みの禁止	21尾(9/29～10/8)、荒川から取水
千葉県	利根川区域	利根川水系	(利根川水系) 坂川	H15.11	持ち出し、放流自肅	72尾(11/12～7月)、15年8月に霞ヶ浦産コイの放流あり
	利根川区域	利根川水系	真間川	H16.5	持ち出し、放流自肅	7尾(5/12)
	利根川区域	-	農業用水路	H16.6	持ち出し、放流自肅	1尾(6/17)
	利根川区域	-	農業用水路	H16.6	持ち出し、放流自肅	4尾(6/25)
	利根川区域	-	印旛沼及び印旛捷水路	H16.6	持ち出し、放流自肅	4尾(6/26)
	利根川区域	利根川水系	江戸川	H16.9	持ち出し、放流自肅	死亡なし
	利根川区域	利根川水系	利根川	H16.9	持ち出し、放流自肅	死亡なし
	利根川区域	利根川水系	都川	H16.9	持ち出し、放流自肅	約170尾(9/17～9/24)
	区部(23区)・市部(市町村)	多摩川水系	多摩川	H16.5	委員会指示で鯉の持ち出し禁止、放流、移動の禁止	7,243尾(5/6～6/22)、15年10月に霞ヶ浦産のコイの放流あり
	市部(市町村)	-	野火止用水	H16.5	委員会指示で鯉の持ち出し禁止、放流、移動の禁止	174尾(4/26～7/14)

都道府県名	発見場所			発見時期(死亡がない場合は、確認された時期)	措置状況	死亡数量、感染経路等
	区分地域	水系	河川等			
東京都	区部(23区)	利根川水系	一之江境川	H16.5	委員会指示で鯉の持ち出し禁止、放流、移動の禁止	376尾(5/8～8/19)
	区部(23区)	-	本郷用水	H16.5	委員会指示で鯉の持ち出し禁止、放流、移動の禁止	522尾(5/10～7/14)
	区部(23区)	-	公園内水路	H16.5	委員会指示で鯉の持ち出し禁止、放流、移動の禁止	121尾(5/14～12/20)
	区部(23区)	-	小台溜(池)	H16.5	委員会指示で鯉の持ち出し禁止、放流、移動の禁止	246尾(5/10～7/12)
	区部(23区)	-	葛西用水	H16.5	委員会指示で鯉の持ち出し禁止、放流、移動の禁止	359尾(5/18～12/20)
	市部(市町村)	多摩川水系	大栗川	H16.5	委員会指示で鯉の持ち出し禁止、放流、移動の禁止	45尾(5/16～6/9)
	市部(市町村)	-	野火止用水	H16.5	委員会指示で鯉の持ち出し禁止、放流、移動の禁止	86尾(5/17～5/31)
	市部(市町村)	多摩川水系	三沢川	H16.5	委員会指示で鯉の持ち出し禁止、放流、移動の禁止	24尾(5/7～6/9)
	市部(市町村)	多摩川水系	湯殿川	H16.5	委員会指示で鯉の持ち出し禁止、放流、移動の禁止	149尾(5/19～6/9)
	市部(23区)	多摩川水系	野川	H16.5	委員会指示で鯉の持ち出し禁止、放流、移動の禁止	216尾(5/24～6/11)
	区部(23区)	多摩川水系	野川	H16.5	委員会指示で鯉の持ち出し禁止、放流、移動の禁止	
	区部(23区)	-	興農親水緑道	H16.5	委員会指示で鯉の持ち出し禁止、放流、移動の禁止	145尾(5/13～8/24)
	区部(23区)	-	鹿骨親水緑道	H16.5	委員会指示で鯉の持ち出し禁止、放流、移動の禁止	217尾(5/18～8/28)
	区部(23区)	-	五反野親水緑道	H16.6	委員会指示で鯉の持ち出し禁止、放流、移動の禁止	60尾(6/2～12/20)
	市部(市町村)	多摩川水系	浅川	H16.6	委員会指示で鯉の持ち出し禁止、放流、移動の禁止	426尾(5/9～6/22)
	区部(23区)	多摩川水系	一ノ宮用水	H16.6	委員会指示で鯉の持ち出し禁止、放流、移動の禁止	4尾(6/9～6/10)
	区部(23区)	—	石神井池	H16.6	委員会指示で鯉の持ち出し禁止、放流、移動の禁止	87尾(5/30～6/14)
	市部(市町村)	境川水系	境川	H16.6	委員会指示で鯉の持ち出し禁止、放流、移動の禁止	536尾(5/2～6/21)
	区部(23区)	—	昭和用水	H16.7	委員会指示で鯉の持ち出し禁止、放流、移動の禁止	7尾(7/6～7/9)
	区部(23区)	—	葛西親水四季の道	H16.7	委員会指示で鯉の持ち出し禁止、放流、移動の禁止	26尾(7/2～8/4)
	区部(23区)	荒川水系	神田川	H16.11	委員会指示で鯉の持ち出し禁止、放流、移動の禁止	30尾(11/10～11/18)
神奈川県	鶴見川水系	鶴見川水系	鶴見川	H16.5	委員会指示でこいの持ち出し、放流の制限	8261尾(4/30～6/28)
	引地川水系	引地川水系	蓼川	H16.5	委員会指示でこいの持ち出し、放流の制限	1280尾(4/30～6/18)
	多摩川水系	多摩川水系	多摩川	H16.5	委員会指示でこいの持ち出し、放流の制限	8987尾(4/28～6/22)
	境川水系	境川水系	境川	H16.5	委員会指示でこいの持ち出し、放流の制限	2888尾(5/1～6/30)
	横浜市区域	—	菊名池公園の菊名池	H16.5	委員会指示でこいの持ち出し、放流の制限	30尾(5/8)
	横浜市区域	—	山崎公園の池	H16.5	委員会指示でこいの持ち出し、放流の制限	19尾(5/17)
	横浜市区域	—	もえぎ野公園の池	H16.5	委員会指示でこいの持ち出し、放流の制限	3尾(5/25)
	綾瀬市区域	—	陵南公園の池	H16.5	委員会指示でこいの持ち出し、放流の制限	12尾(5/28)
	金目川水系	金目川水系	座禅川	H16.6	委員会指示でこいの持ち出し、放流の制限	97尾(5/28～7/21)
	横浜市区域	—	児童遊園地の池	H16.6	委員会指示でこいの持ち出し、放流の制限	7尾(6/1)
	帷子川水系	帷子川水系	帷子川	H16.6	委員会指示でこいの持ち出し、放流の制限	546尾(6/3～7/8)
	大岡川水系	大岡川水系	大岡川	H16.6	委員会指示でこいの持ち出し、放流の制限	477尾(6/5～7/9)
	滝の川水系	—	滝の川	H16.6	委員会指示でこいの持ち出し、放流の制限	25尾(6/8～6/24)
	相模川水系	相模川水系	干無川	H16.6	委員会指示でこいの持ち出し、放流の制限	929尾(6/10～)
	大和市区域	—	引地川公園の泉の森の池	H16.6	委員会指示でこいの持ち出し、放流の制限	17尾(6/10)
	川崎市区域	—	等々力緑地のつり池	H16.6	委員会指示でこいの持ち出し、放流の制限	3尾(6/12)
新潟県	下越区域	加治川水系	坂井川	H16.8	持ち出しの自粛及び委員会指示でこいの放流を制限	9尾(8/7)
	下越区域	加治川水系	姫田川	H16.8	持ち出しの自粛及び委員会指示でこいの放流を制限	死亡なし
	上越区域	鵜川水系	鵜川	H16.8	持ち出しの自粛及び委員会指示でこいの放流を制限	8尾(8/30～9/8)
	下越区域	福島潟・新井郷川水系	福島潟・新井郷川	H16.9	委員会指示でこいの持ち出しの禁止、放流の制限	560尾(9/16～11月)
富山県	富山地区区域	神通川水系	松川	H16.8	委員会指示でこいの持ち出し、放流の制限	24尾(8/5～8/20)
	富山地区区域	神通川水系	神通川	H16.8	委員会指示でこいの持ち出し、放流の制限	6尾(8/13)
石川県	小松市地区区域	梯川水系	木場潟	H16.9	委員会指示でコイの持ち出し禁止	195尾(9/25～10/11)
	三方五湖水域	早瀬川水系	三方湖	H16.5	委員会指示でこいの持ち出し他の河川等への放流禁止	989尾(5/25～6/16)

都道府県名	発見場所			発見時期(死亡がない場合は、確認された時期)	措置状況	死亡数量、感染経路等
	区分地域	水系	河川等			
福井県	九頭竜川水系	九頭竜川水系	黒津川	H16.6	委員会指示でこいの持ち出し他の河川等への放流禁止	九頭竜川水系で、5878尾(5/25～8/23)
	九頭竜川水系	九頭竜川水系	片上川	H16.6	委員会指示でこいの持ち出し他の河川等への放流禁止	
山梨県	甲府市区域	富士川水系	荒川	H16.5	委員会指示でこい持ち出し、放流禁止	富士川水系で、814尾(5/13～8/17、現在大量死なし)、15年10月以前に霞ヶ浦産コイの放流あり
	甲府市区域	富士川水系	濁川	H16.5	委員会指示でこい持ち出し、放流禁止	
	中巨摩郡区域	-	後沢溜池	H16.5	コイの移動自粛、死亡魚の処分	
	中巨摩郡区域	富士川水系	鎌田川	H16.6	委員会指示でこい持ち出し、放流禁止	
	南都留郡区域	-	河口湖	H16.6	委員会指示でこい持ち出し、放流禁止	
	南都留郡区域	-	西湖	H16.6	委員会指示でこい持ち出し、放流禁止	
長野県	天竜川水系	—	天竜ダム	H16.6	委員会指示でコイの持ち出し禁止	14尾(5/27～6/14)、一般人による感染コイ放流の可能性
	天竜川水系	天竜川水系	天竜川	H16.6	委員会指示でコイの持ち出し禁止	若干
	天竜川水系	天竜川水系	諏訪湖	H16.6	委員会指示でコイの持ち出し禁止	若干(6月下旬～7月上旬頃)
	千曲川水系	千曲川水系	千曲川(2地点)	H16.6	持ち出し、放流自粛	若干(6/29～8/6)
	木曽川水系	木曽川水系	木曽川	H16.7	持ち出し、放流自粛	8尾(7/5)
	天竜川水系	千曲川水系	用水路	H16.7	持ち出し、放流自粛	若干(7/12)
	天竜川水系	天竜川水系	ダム	H16.7	持ち出し、放流自粛	若干(8/23)
	千曲川水系	千曲川水系	ダム(2ヶ所)	H16.8	持ち出し、放流自粛	若干(8/25～)
	千曲川水系	千曲川水系	ダム	H16.8	持ち出し、放流自粛	若干(8/27～)
	天竜川水系	天竜川水系	河川	H16.9	持ち出し、放流自粛	若干(9/21)
	千曲川水系	千曲川水系	千曲川(野沢温泉村)	H16.10	持ち出し、放流自粛	死亡なし
	千曲川水系	千曲川水系	ダム	H16.10	持ち出し、放流自粛	2尾(10/14)
	千曲川水系	千曲川水系	ダム	H16.10	持ち出し、放流自粛	1尾(10/14)
岐阜県	中濃地区区域	木曽川水系	(飛騨川水系) 飛騨川	H15.11	委員会指示による持ち出しの禁止、放流制限	1尾(11/11)、15年10月に霞ヶ浦産コイの放流あり
	西濃地区区域	木曽川水系	(揖斐川水系) 杭瀬川	H15.11	委員会指示による持ち出しの禁止、放流制限	8尾(11/19)
	西濃地区区域	木曽川水系	(揖斐川水系) 杭瀬川	H16.6	委員会指示による持ち出しの禁止、放流制限	2尾(6/2)
	西濃地区区域	-	農業用排水路	H16.4	死亡魚の処分、監視強化	7尾(4/26)、投棄の可能性
	岐阜地区区域	木曽川水系	(長良川水系) 境川	H16.5	委員会指示による持ち出しの禁止、放流制限	若干(5/7頃)
	西濃地区区域	木曽川水系	(揖斐川水系) 五日市川	H16.5	委員会指示による持ち出しの禁止、放流制限	20尾(5/7～5/29)
	西濃地区区域	-	野池	H16.5	コイの移動自粛、死亡魚の処分	3尾(5/8～5/11)
	岐阜地区区域	-	農業用ため池	H16.5	コイの移動自粛、死亡魚の処分	399尾(5/12～6/30)
	西濃地区区域	-	養老町の農業用排水路	H16.5	委員会指示による持ち出しの禁止、放流制限	10尾(5/17、5/30)
	西濃地区区域	-	大垣市の農業用排水路	H16.5	委員会指示による持ち出しの禁止、放流制限	5尾(5/16)
	西濃地区区域	-	農業用ため池	H16.5	コイの移動自粛、死亡魚の処分	8尾(5/20)
	西濃地区区域	木曽川水系	(揖斐川水系) 大樽川	H16.5	委員会指示による持ち出しの禁止、放流制限	約50尾(5/16～5/21)
	岐阜地区区域	木曽川水系	(長良川水系) 新荒田川	H16.5	委員会指示による持ち出しの禁止、放流制限	2尾(5/24、5/25)、一般人による感染死亡魚の投棄
	西濃地区区域	木曽川水系	(揖斐川水系) 津屋川	H16.5	委員会指示による持ち出しの禁止、放流制限	十数尾(5/21～5/23)
	岐阜地区区域	木曽川水系	(長良川水系) 犀川	H16.5	委員会指示による持ち出しの禁止、放流制限	1尾(5/25)
	西濃地区区域	木曽川水系	(揖斐川水系) 水門川	H16.5	委員会指示による持ち出しの禁止、放流制限	5尾(5/25・5/30)
	岐阜地区区域	木曽川水系	(長良川水系) 新堀川	H16.5	委員会指示による持ち出しの禁止、放流制限	8尾(5/26)
	西濃地区区域	木曽川水系	(長良川水系) 長良川	H16.5	委員会指示による持ち出しの禁止、放流制限	8尾(5/27)、上流で既発生
	中濃地区区域	木曽川水系	(長良川水系) 長良川	H16.7	委員会指示による持ち出しの禁止、放流制限	1尾(7/5)、投棄された可能性
	西濃地区区域	木曽川水系	(揖斐川水系) 揖斐川	H16.5	委員会指示による持ち出しの禁止、放流制限	6尾(5/27)、上流で既発生
	西濃地区区域	-	大垣市の用水路	H16.5	委員会指示による持ち出しの禁止、放流制限	2尾(5/28・6/2)
	西濃地区区域	-	大垣市の農業用排水路	H16.5	委員会指示による持ち出しの禁止、放流制限	1尾(5/30)
	西濃地区区域	-	公園内水路	H16.5	コイの移動自粛、死亡魚の処分	9尾(5/23～5/29)
	岐阜地区区域	木曽川水系	(長良川水系) 天王川	H16.6	委員会指示による持ち出しの禁止、放流制限	20尾(6/2頃)

都道府県名	発見場所			発見時期(死亡がない場合は、確認された時期)	措置状況	死亡数量、感染経路等
	区分地域	水系	河川等			
岐阜県	岐阜地区区域	木曽川水系	(長良川水系) 新境川	H16.6	委員会指示による持ち出しの禁止、放流制限	41尾(6/4～6/16)
	岐阜地区区域	木曽川水系	(長良川水系) 伊自良川	H16.6	委員会指示による持ち出しの禁止、放流制限	4尾(6/4)
	岐阜地区区域	木曽川水系	(長良川水系) 天神川	H16.6	委員会指示による持ち出しの禁止、放流制限	2尾(6/4)
	岐阜地区区域	木曽川水系	(長良川水系) 正木川	H16.6	委員会指示による持ち出しの禁止、放流制限	3尾(6/4)
	岐阜地区区域	木曽川水系	(長良川水系) 早田川	H16.6	委員会指示による持ち出しの禁止、放流制限	1尾(6/10)
	岐阜地区区域	-	岐阜市の排水路	H16.6	コイの移動自粛、死亡魚の処分	3尾(6/14)、一般人による死亡感染コイの投棄の可能性
	中濃地区区域	木曽川水系	(長良川水系) 吉田川	H16.6	委員会指示による持ち出しの禁止、放流制限	1尾(6/16)
	岐阜地区区域	木曽川水系	(長良川水系) 糸貫川	H16.6	委員会指示による持ち出しの禁止、放流制限	3尾(6/17)、一般人による死亡コイ投棄の可能性
	岐阜地区区域	木曽川水系	(長良川水系) 新川	H16.6	委員会指示による持ち出しの禁止、放流制限	若干(6/23)
	岐阜地区区域	-	防火用ため池	H16.6	コイの移動自粛、死亡魚の処分	23尾(6月初旬～6/28)
	岐阜地区区域	-	農業ため池	H16.7	コイの移動自粛、死亡魚の処分	197尾(7/5～7/30)
	飛騨地区区域	神通川水系	高原川	H16.7	委員会指示による持ち出しの禁止、放流制限	1尾(7/5)、投棄の可能性
	中濃地区区域	木曽川水系	今渡ダム	H16.7	委員会指示による持ち出しの禁止、放流制限	2尾(7/7)
	東濃地区区域	木曽川水系	笠置ダム	H16.7	委員会指示による持ち出しの禁止、放流制限	7尾(7/14)
	東濃地区区域	木曽川水系	大井ダム	H16.7	委員会指示による持ち出しの禁止、放流制限	3尾(7/20)
	岐阜地区区域	-	岐阜市の水路	H16.8	コイの移動自粛、死亡魚の処分	7尾(8/3～8/10)
	中濃地区区域	-	郡上市内の用水路	H16.8	コイの移動自粛、死亡魚の処分	若干(8/10)
	飛騨地区区域	-	飛騨市の農業用水路	H16.8	委員会指示による持ち出しの禁止、放流制限	1尾(8/12)、投棄の可能性
	飛騨地区区域	木曽川水系	宮川・坂上ダム湖	H16.8	委員会指示による持ち出しの禁止、放流制限	15尾(8/30)
	飛騨地区区域	-	飛騨市の農業用水路	H16.9	委員会指示による持ち出しの禁止、放流制限	1尾(9/1)
静岡県	西中遠区域	-	浜北市の水路	H16.6	死亡・生残魚全数回収、処分	48尾(6/22～6/30)、6/30～7/1生残魚全数取り上げ
	西中遠区域	-	奥山温水溜池	H16.6	コイの移動自粛、死亡魚の処分	249尾(6/23～7/9)
	西中遠区域	天竜川水系	天竜川	H16.7	委員会指示でこいの持ち出し禁止	衰弱2尾(7/17)、15年10月に霞ヶ浦産コイの放流あり
	東部区域	狩野川水系	中郷温水池	H16.9	委員会指示でこいの持ち出し禁止	162尾(9/7～10/21)、一般人による感染コイ放流の可能性
	西中遠区域	都田川水系	都田川	H16.11	委員会指示でこいの持ち出し禁止	10尾(11/19～11/30)、一般人による感染コイ放流の可能性
愛知県	県西部	-	浅水川	H15.11	委員会指示でこいの持ち出し禁止	6尾(11/19)、一般人による感染コイ放流の可能性
	県西部	庄内川水系	堀川	H16.5	委員会指示でこいの持ち出し禁止	
	県西部	-	鷹ヶ池	H16.5	委員会指示でこいの持ち出し禁止	数十尾(5/18～6/9)一般人による感染コイ放流の可能性
	県西部	-	荒子川	H16.5	委員会指示でこいの持ち出し禁止	26尾(5/25～5/28)一般人による感染コイ放流の可能性
	県西部	庄内川水系	矢田川	H16.5	委員会指示でこいの持ち出し禁止	8尾(5/27)一般人による感染コイ放流の可能性
	県西部	山崎川水系	山崎川	H16.5	委員会指示でこいの持ち出し禁止	10尾(5/28)、一般人による感染コイ放流の可能性
	県西部	庄内川水系	香流川	H16.5	委員会指示でこいの持ち出し禁止	27尾(5/27～5/29)、一般人による感染コイ放流の可能性
	県西部	-	飛鳥村の農業用排水路	H16.5	委員会指示でこいの持ち出し禁止	13尾(5/31～6/3)、一般人によるコイ放流の可能性
三重県	津地方県民局管内	木曽川水系	(長良川水系) 長良川	H16.5	委員会指示で持ち出し、放流の制限	171尾(5/26～6/11)、5/31～漸次減少、上流から死亡魚流入
	津地方県民局管内	木曽川水系	(揖斐川水系) 揖斐川	H16.5	委員会指示で持ち出し、放流の制限	241尾(5/27～6/11)、5/31から漸次減少、上流から死亡魚流入
	津地方県民局管内	-	木曽岬の排水路	H16.5	死亡魚処分	若干
	津地方県民局管内	鈴鹿川水系	内部川	H16.6	委員会指示で持ち出し、放流の制限	12尾(6/3・6/9)
	津地方県民局管内	淀川水系	木津川	H16.6	委員会指示で持ち出し、放流の制限	4尾(6/4・6・10)
	津地方県民局管内	雲出川水系	雲出川	H16.6	委員会指示で持ち出し、放流の制限	85尾(6/1～6/16)
	津地方県民局管内	木曽川水系	銅田川	H16.6	委員会指示で持ち出し、放流の制限	2尾(6/16)
	津地方県民局管内	天白川水系	鹿化川	H16.6	委員会指示で持ち出し、放流の制限	7尾(6/18)
	津地方県民局管内	三渡川水系	百々川	H16.7	委員会指示で持ち出し、放流の制限	10尾(7/14・7/15)
	近江南部区域	淀川水系	瀬田川(5) 16)	H15.11	死亡魚回収、処分 委員会指示でこいの持ち出し、他の水域への放流を禁止	若干
湖北、近江東部、近江南東部、近江西部区域	近江南部区域	淀川水系	瀬田川	H16.4	死亡魚回収、処分 委員会指示でこいの持ち出し、他の水域への放流を禁止	10,900尾、16)と同一水系で発生
	湖北、近江東部、近江南東部、近江西部区域	淀川水系	琵琶湖北湖	H16.4	死亡魚回収、処分 委員会指示でこいの持ち出し、他の水域への放流を禁止	40,879尾、16)と同一水系で発生

都道府県名	発見場所			発見時期(死亡がない場合は、確認された時期)	措置状況	死亡数量、感染経路等
	区分地域	水系	河川等			
滋賀県	近江南部区域	淀川水系	琵琶湖南湖	H16.4	死亡魚回収、処分 委員会指示でこいの持ち出し、他の水域への放流を禁止	43,411尾、16)と同一水系で発生
	近江東部区域	淀川水系	通称彦根旧港湾	H16.4	死亡魚回収、処分 委員会指示でこいの持ち出し、他の水域への放流を禁止	483尾、16)と同一水系で発生
	近江南東部区域	淀川水系	西の湖	H16.4	死亡魚回収、処分 委員会指示でこいの持ち出し、他の水域への放流を禁止	5,254尾、16)と同一水系で発生
	近江東部区域	淀川水系	伊庭内湖	H16.5	死亡魚回収、処分 委員会指示でこいの持ち出し、他の水域への放流を禁止	3,145尾(その他含む)、16)と同一水系で発生 合計 104,072尾
	近江南部区域	-	水路	H15.11	死亡魚回収、処分	若干
	近江南部区域	-	水路	H16.5	死亡魚回収、処分	若干
	近江南東部区域	-	水路	H16.5	死亡魚回収、処分	若干
京都府	京都市区域	淀川水系	桂川	H15.11	委員会指示でこいの持ち出し、他の水域への放流を禁止	13尾(11/13)、上流河川で既発生
	芸北町区域	淀川水系	桂川	H16.7	委員会指示でこいの持ち出し、他の水域への放流を禁止	1尾(7/8)
	八幡市区域	淀川水系	大谷川	H15.11	委員会指示でこいの持ち出し、他の水域への放流を禁止	10尾(11/14)、一般人による感染死亡コイの投棄の可能性
	宇治市区域	淀川水系	宇治川	H15.11	委員会指示でこいの持ち出し、他の水域への放流を禁止	若干、上流河川で既発生
	宇治市区域	淀川水系	宇治川	H16.4	委員会指示でこいの持ち出し、他の水域への放流を禁止	1200尾(天ヶ瀬ダム)、上流河川で既発生
	福知山市区域	由良川水系	土師川	H15.12	委員会指示でこいの持ち出し、他の水域への放流を禁止	29尾(12/15)、一般人による感染死亡コイの投棄
	京都市区域	淀川水系	白川	H16.5	委員会指示でこいの持ち出し、他の水域への放流を禁止	1尾(5/19)、琵琶湖疏水の流入あり
	京都市区域	淀川水系	古川	H16.5	委員会指示でこいの持ち出し、他の水域への放流を禁止	23尾(5/23)、一般人による感染死亡コイの投棄の可能性
	京都市区域	淀川水系	山科川	H16.5	委員会指示でこいの持ち出し、他の水域への放流を禁止	22尾、琵琶湖疏水の流入あり
	長岡京市区域	淀川水系	小畑川	H16.6	委員会指示でこいの持ち出し、他の水域への放流を禁止	1尾(6/7)、一般人による感染死亡コイの投棄の可能性
	宇治市区域	淀川水系	名木川	H16.6	委員会指示でこいの持ち出し、他の水域への放流を禁止	2尾(6/9)
	京都市区域	淀川水系	鴨川	H16.6	委員会指示でこいの持ち出し、他の水域への放流を禁止	1尾(6/19)
	日吉町区域	淀川水系	日吉ダム	H16.6	委員会指示でこいの持ち出し、他の水域への放流を禁止	若干(6/25)
	八木町区域	淀川水系	世木ダム	H16.6	委員会指示でこいの持ち出し、他の水域への放流を禁止	1尾(6/29)
	笠置町区域	淀川水系	木津川	H16.10	委員会指示でこいの持ち出し、他の水域への放流を禁止	衰弱1尾(10/7)
大阪府	大阪府北部区域	淀川水系	淀川	H15.10	委員会指示でこいの持ち出し、他の水域への放流を禁止	300尾(10/21～11/11)
	大阪府北部区域	淀川水系	正雀川	H15.11	委員会指示でこいの持ち出し、他の水域への放流を禁止	50尾(11/9～11/12)
	大阪府北部区域	—	野川水路	H16.5	死亡魚処分	50尾(5/10)、淀川と連接
	大阪府中部区域	淀川水系	住吉川	H16.5	委員会指示でこいの持ち出し、他の水域への放流を禁止	20尾(5/18)
	大阪府北部区域	淀川水系	天野川	H16.5	委員会指示でこいの持ち出し、他の水域への放流を禁止	6尾(5/24)、淀川と連接
	大阪府北部区域	—	深野池	H16.5	持ち出し、放流自粛	5尾(5/27)、一般人による投棄の可能性
	大阪府北部区域	淀川水系	女瀬川	H16.5	委員会指示でこいの持ち出し、他の水域への放流を禁止	2尾(5/28)、淀川と連接
	大阪府北部区域	淀川水系	安威川	H16.5	委員会指示でこいの持ち出し、他の水域への放流を禁止	49尾(5/27～5/31)
	大阪府北部区域	—	芦田ヶ池	H16.6	持ち出し、放流自粛	15尾(6/1)
	大阪府北部区域	—	小川水路	H16.6	委員会指示でこいの持ち出し、他の水域への放流を禁止	17尾(6/15～6/16)
	大阪府南部区域	大和川水系	東除川	H16.10	委員会指示でこいの持ち出し、他の水域への放流を禁止	約40尾(10/25)、一般人による投棄の可能性
兵庫県	加古川水系区域	加古川水系	加古川	H16.5	委員会指示でこいの持ち出し、放流禁止	147尾(5/21～6/25)
	加古川水系区域	加古川水系	加古川	H16.5	委員会指示でこいの持ち出し、放流禁止	
	加古川水系区域	加古川水系	加古川	H16.7	委員会指示でこいの持ち出し、放流禁止	若干
	武庫川水系区域	東川水系	津門川	H16.6	委員会指示でこいの持ち出し、放流禁止	6尾(6/4～6/7)
	猪名川水系区域	—	浜田排水路	H16.6	委員会指示でこいの持ち出し、放流禁止	238尾(6/18～8/16)
	市川・夢前川水系区域	—	姫路城北部内濠	H16.6	持ち出し、放流自粛	540尾(6/28～7/26)
	市川・夢前川水系区域	夢前川水系	汐入川	H16.6	委員会指示でこいの持ち出し、放流禁止	若干
	海草・那賀・伊都地区区域	紀ノ川水系	紀ノ川	H16.6	委員会指示で持ち出しの禁止、放流制限	200尾(5/31～7/2)
和歌山県	海草・那賀・伊都地区区域	紀ノ川水系	貴志川	H16.6	委員会指示で持ち出しの禁止、放流制限	
	海草・那賀・伊都地区区域	紀ノ川水系	丸太川	H16.6	委員会指示で持ち出しの禁止、放流制限	
	鳥取県西部区域	—	用水路	H16.7	持ち出し、放流自粛	若干、上流の個人池で既発生

都道府県名	発見場所			発見時期(死亡がない場合は、確認された時期)	措置状況	死亡数量、感染経路等
	区分地域	水系	河川等			
鳥取県	鳥取県西部区域	佐陀川水系	野本川	H16.8	委員会指示で持ち出しの禁止、放流制限	12尾(8/12～8/25)
	鳥取県西部区域	日野川水系	水貫川	H16.9	委員会指示で持ち出しの禁止、放流制限	3尾(9/3)
島根県	神戸川水系地域	神戸川水系	神戸川	H16.6	委員会指示で持ち出しの禁止	約700尾(6/26～7/5)
	神戸川水系地域	神戸川水系	新内藤川	H16.6	委員会指示で持ち出しの禁止	
	神戸川水系地域	神戸川水系	十間川	H16.7	委員会指示で持ち出しの禁止	11尾(7/23)
岡山県	吉井川北部区域	吉井川水系	宮川	H15.5	持ち出し、放流自粛	約250尾(15/5/23～15/6/13)
	児島湖水系区域	－	児島湖	H15.6	持ち出し、放流自粛	約7000尾(15/6/上旬～下旬)
	児島湖水系区域	－	児島湖	H16.6	持ち出し、放流自粛	死亡なし
	高梁川南部区域	高梁川水系	小田川	H15.10	持ち出し、放流自粛	数百尾(15/10/29～11/1)
	高梁川南部区域	高梁川水系	小田川	H16.4	持ち出し、放流自粛	なし、同一水系で昨年発生
	高梁川南部区域	高梁川水系	小田川及びその支流の稲木川	H16.6	持ち出し、放流自粛	約200尾(6/7～6/10)、同一水系で昨年発生
	高梁川南部区域	高梁川水系	小田川	H16.6	持ち出し、放流自粛	4尾(6/22)
	高梁川北部区域	高梁川水系	高梁川	H16.6	持ち出し、放流自粛	6尾(6/13～6/15)
	高梁川北部区域	高梁川水系	高梁川	H16.6	持ち出し、放流自粛	1尾(6/18)
	高梁川北部区域	－	農業用水路	H16.7	持ち出し、放流自粛	1尾(7/7)
	高梁川南部区域	高梁川水系	美山川	H16.6	持ち出し、放流自粛	2尾(6/14)
	旭川南部区域	旭川水系	四番川	H16.9	持ち出し、放流自粛	150尾(9/27～10/4)
福岡県	久留米市区域	筑後川水系	古川	H16.5	委員会指示で、当水域で採捕したコイの他水域への放流禁止、コイの放流制限	筑後川水系及び周辺水路で47トン(5/24～7/15)
	久留米市区域	筑後川水系	上津荒木川	H16.5	委員会指示で、当水域で採捕したコイの他水域への放流禁止、コイの放流制限	
	大川市区域	－	本木室の水路	H16.5	委員会指示で、当水域で採捕したコイの他水域への放流禁止、コイの放流制限	
	久留米市区域	筑後川水系	湯の尻川	H16.5	委員会指示で、当水域で採捕したコイの他水域への放流禁止、コイの放流制限	
	久留米市区域	－	大善寺黒田の水路	H16.5	委員会指示で、当水域で採捕したコイの他水域への放流禁止、コイの放流制限	
	筑後市区域	－	折地の水路	H16.5	委員会指示で、当水域で採捕したコイの他水域への放流禁止、コイの放流制限	
	久留米市区域	－	篠山排水樋管前	H16.5	委員会指示で、当水域で採捕したコイの他水域への放流禁止、コイの放流制限	
	三潴町区域	－	福光の水路	H16.5	委員会指示で、当水域で採捕したコイの他水域への放流禁止、コイの放流制限	
	大木町区域	－	筏溝の水路	H16.5	委員会指示で、当水域で採捕したコイの他水域への放流禁止、コイの放流制限	
	大川市区域	－	酒見の水路	H16.5	委員会指示で、当水域で採捕したコイの他水域への放流禁止、コイの放流制限	
	久留米市区域	筑後川水系	安武川	H16.5	委員会指示で、当水域で採捕したコイの他水域への放流禁止、コイの放流制限	
	筑後市区域	－	高江の水路	H16.5	委員会指示で、当水域で採捕したコイの他水域への放流禁止、コイの放流制限	
	小郡市区域	筑後川水系	法司川	H16.5	委員会指示で、当水域で採捕したコイの他水域への放流禁止、コイの放流制限	
	大刀洗町区域	筑後川水系	大刀洗川	H16.5	委員会指示で、当水域で採捕したコイの他水域への放流禁止、コイの放流制限	
	柳川市区域	－	吉原の水路	H16.5	委員会指示で、当水域で採捕したコイの他水域への放流禁止、コイの放流制限	
	柳川市区域	矢部川水系	沖端川	H16.5	委員会指示で、当水域で採捕したコイの他水域への放流禁止、コイの放流制限	
	柳川市区域	－	金納の水路	H16.5	委員会指示で、当水域で採捕したコイの他水域への放流禁止、コイの放流制限	
	三橋町区域	－	柳河の水路	H16.6	委員会指示で、当水域で採捕したコイの他水域への放流禁止、コイの放流制限	
	久留米市区域	筑後川水系	下弓削川	H16.6	委員会指示で、当水域で採捕したコイの他水域への放流禁止、コイの放流制限	
	瀬高町区域	矢部川水系	大根川	H16.6	委員会指示で、当水域で採捕したコイの他水域への放流禁止、コイの放流制限	
	高田町区域	筑後川水系	楠田川	H16.6	委員会指示で、当水域で採捕したコイの他水域への放流禁止、コイの放流制限	
	大和町区域	－	皿垣開の水路	H16.6	委員会指示で、当水域で採捕したコイの他水域への放流禁止、コイの放流制限	
	杷木町区域	筑後川水系	分水路	H16.6	委員会指示で、当水域で採捕したコイの他水域への放流禁止、コイの放流制限	
	大牟田市区域	堂面川水系	手鎌野間川	H16.6	委員会指示で、当水域で採捕したコイの他水域への放流禁止、コイの放流制限	
	八女市区域	矢部川水系	豊福川	H16.6	委員会指示で、当水域で採捕したコイの他水域への放流禁止、コイの放流制限	
	甘木市区域	筑後川水系	桂川	H16.6	委員会指示で、当水域で採捕したコイの他水域への放流禁止、コイの放流制限	
	三輪町区域	－	ため池	H16.9	委員会指示で、当水域で採捕したコイの他水域への放流禁止、コイの放流制限	

都道府県名	発見場所			発見時期(死亡がない場合は、確認された時期)	措置状況	死亡数量、感染経路等
	区分地域	水系	河川等			
	北九州市区域	—	畑貯水池	H16.10	委員会指示で、当水域で採捕したコイの他水域への放流禁止、コイの放流制限	遠賀川水系及び周辺水域で約9トン(10/14～12/31)
	芦屋町区域	遠賀川水系	遠賀川	H16.10	委員会指示で、当水域で採捕したコイの他水域への放流禁止、コイの放流制限	
	水巻町区域	遠賀川水系	曲川	H16.10	委員会指示で、当水域で採捕したコイの他水域への放流禁止、コイの放流制限	
	遠賀町区域	遠賀川水系	西川	H16.10	委員会指示で、当水域で採捕したコイの他水域への放流禁止、コイの放流制限	
	北九州市区域	—	頓田貯水池	H16.10	委員会指示で、当水域で採捕したコイの他水域への放流禁止、コイの放流制限	
佐賀県	佐賀地区区域	—	神埼町の水路	H16.5	委員会指示でこいの持ち出し禁止、県内外からの放流原則禁止	約27,000尾(5/10～7月上旬頃)
	佐賀地区区域	—	上峰町の水路	H16.5	委員会指示でこいの持ち出し禁止、県内外からの放流原則禁止	
	佐賀地区区域	—	佐賀市内の水路	H16.5	委員会指示でこいの持ち出し禁止、県内外からの放流原則禁止	
	佐賀地区区域	—	佐賀市内の水路	H16.5	委員会指示でこいの持ち出し禁止、県内外からの放流原則禁止	
	佐賀地区区域	—	緒富町の水路	H16.5	委員会指示でこいの持ち出し禁止、県内外からの放流原則禁止	
	佐賀地区区域	筑後川水系	通瀬川	H16.5	委員会指示でこいの持ち出し禁止、県内外からの放流原則禁止	
	鳥栖地区区域	筑後川水系	沼川	H16.5	委員会指示でこいの持ち出し禁止、県内外からの放流原則禁止	
	鳥栖地区区域	筑後川水系	佐賀江川	H16.5	委員会指示でこいの持ち出し禁止、県内外からの放流原則禁止	
	佐賀地区区域	筑後川水系	中地江川	H16.5	委員会指示でこいの持ち出し禁止、県内外からの放流原則禁止	
	佐賀地区区域	—	東与賀町の水路	H16.6	委員会指示でこいの持ち出し禁止、県内外からの放流原則禁止	
	佐賀地区区域	—	川副町の水路	H16.6	委員会指示でこいの持ち出し禁止、県内外からの放流原則禁止	
	佐賀地区区域	—	大和町の水路	H16.6	委員会指示でこいの持ち出し禁止、県内外からの放流原則禁止	
	佐賀地区区域	嘉瀬川水系	嘉瀬川大堰	H16.6	委員会指示でこいの持ち出し禁止、県内外からの放流原則禁止	
	佐賀地区区域	嘉瀬川水系	東平川	H16.6	委員会指示でこいの持ち出し禁止、県内外からの放流原則禁止	
	佐賀地区区域	六角川水系	牛津川	H16.6	委員会指示でこいの持ち出し禁止、県内外からの放流原則禁止	
	佐賀地区区域	嘉瀬川水系	嘉瀬川	H16.6	委員会指示でこいの持ち出し禁止、県内外からの放流原則禁止	
	杵藤地区区域	六角川水系	高橋川	H16.6	委員会指示でこいの持ち出し禁止、県内外からの放流原則禁止	
	唐津・東松浦地区	松浦川水系	徳須恵川	H16.9	委員会指示でこいの持ち出し禁止、県内外からの放流原則禁止	
	杵藤地区区域	—	大楠公園水路	H16.9	委員会指示でこいの持ち出し禁止、県内外からの放流原則禁止	
	杵藤地区区域	—	鹿島市古枝の水路	H16.9	委員会指示でこいの持ち出し禁止、県内外からの放流原則禁止	
熊本県	球磨区域	球磨川水系	瀬戸石ダム	H16.6	委員会指示で他の水域へのコイの放流禁止	400尾(6/3～7/26)
	球磨区域	球磨川水系	球磨川	H16.6	委員会指示で他の水域へのコイの放流禁止	
	県南区域	球磨川水系	球磨川	H16.6	委員会指示で他の水域へのコイの放流禁止	
	熊本市区域	—	除川	H16.6	委員会指示で他の水域へのコイの放流禁止	120尾以上(6/9～6/16)
	熊本市区域	緑川水系	無田川	H16.6	委員会指示で他の水域へのコイの放流禁止	45尾(6/11～6/15)
	県南区域	—	水無川	H16.6	委員会指示で他の水域へのコイの放流禁止	8尾(6/10～6/12)
	熊本市区域	坪井川水系	坪井川	H16.6	委員会指示で他の水域へのコイの放流禁止	537尾(6/11～7/15)
	熊本市区域	白川水系	白川	H16.6	委員会指示で他の水域へのコイの放流禁止	228尾(6/11～7/1)
	熊本市区域	緑川水系	緑川	H16.6	委員会指示でこいの持ち出し、持ち込みの禁止	14尾(6/16～6/18)
	県南区域	大鞘川水系	大鞘川	H16.6	委員会指示でこいの持ち出し、持ち込みの禁止	60尾(6/16・6/17)
	県南区域	鏡川水系	鏡川	H16.6	委員会指示でこいの持ち出し、持ち込みの禁止	2尾(6/17)
	県北区域	菊池川水系	江田川	H16.10	委員会指示でこいの持ち出し、持ち込みの禁止	994尾(10/1～11/30)
	県北区域	菊池川水系	吉田川	H16.10	委員会指示でこいの持ち出し、持ち込みの禁止	
	県北区域	菊池川水系	迫間川	H16.10	委員会指示でこいの持ち出し、持ち込みの禁止	
	県北区域	唐人川水系	尾田川	H16.11	委員会指示でこいの持ち出し、持ち込みの禁止	160尾(11/4～11/19)
大分県	湯布院地区区域	大分川水系	斧川ダム	H16.5	委員会指示でこいの持ち出し、他の水域への放流を禁止	403尾(5/28～)
	日田・玖珠地区区域	筑後川水系	松原ダム	H16.5	委員会指示でこいの持ち出し、他の水域への放流を禁止	323尾(6/1～)

都道府県名	発見場所			発見時期(死亡がない場合は、確認された時期)	措置状況	死亡数量、感染経路等
	区分地域	水系	河川等			
大分県	中津地区区域	山国川水系	山国川	H16.6	委員会指示でこいの持ち出し、他の水域への放流を禁止	50尾(6/8～)
	湯布院地区区域	大分川水系	櫟木ダム	H16.7	委員会指示でこいの持ち出し、他の水域への放流を禁止	25尾(7/1～7/6)
宮崎県	佐土原町区域	一ツ瀬川水系	一ツ瀬川	H15.11	委員会指示でこいの移植を禁止	94尾(H15.11～H16.7)、発生養殖場に隣接
	綾町区域	大淀川水系	本庄川	H15.12	委員会指示でこいの移植を禁止	2,494尾(H15.12・H16.4～6)、流域に発生養殖場あり
	小林市区域	大淀川水系	(辻の堂川水系)熊迫川	H15.12	委員会指示でこいの移植を禁止	1,314尾(H15.12・H16.5～7)、発生養殖場に隣接
	都城市区域	大淀川水系	大淀川	H16.5	委員会指示でこいの移植を禁止	1,150尾(H16.5～9)
	門川町区域	五十鈴川水系	五十鈴川	H16.5	委員会指示でこいの移植を禁止	3尾(H16.5/25～31)、15年10月発生養殖場のコイ稚魚放流あり
	えびの市区域	川内川水系	池島川	H16.6	委員会指示でこいの移植を禁止	9尾(H16.6/10頃)
	西郷村区域	耳川水系	耳川	H16.6	委員会指示でこいの移植を禁止	349尾(H16.6～8月)、15年10月発生養殖場のコイ稚魚放流あり
鹿児島県	大隈区域	肝属川水系	肝属川	H15.11	委員会指示で、こいのその河川及び他の水系への放流禁止	約340尾(H15.11/14～H16.1/19)、流域に霞ヶ浦産コイ取扱業者あり
	大隈区域	肝属川水系	名貫川	H16.4	委員会指示で、こいのその河川及び他の水系への放流禁止	59尾(4/21～5/11)、同一水系で昨年発生
	大隈区域	肝属川水系	高山川	H16.5	委員会指示で、こいのその河川及び他の水系への放流禁止	6尾(5/7、5/13)、同一水系で昨年発生
	始良・伊佐区域	思川水系	思川	H15.11	委員会指示で、こいのその河川及び他の水系への放流禁止	1尾(H15.11/20)、流域に霞ヶ浦産取扱業者あり
	始良・伊佐区域	思川水系	狩川	H16.5	委員会指示で、こいのその河川及び他の水系への放流禁止	10尾(5/8)、同一水系で昨年発生
	始良・伊佐区域	川内川水系	平出水川	H15.11	委員会指示で、こいのその河川及び他の水系への放流禁止	死亡なし、13)の養殖場から移入したコイを放流
	始良・伊佐区域	川内川水系	羽月川	H16.6	委員会指示で、こいのその河川及び他の水系への放流禁止	58尾(6/7～6/25)、同一水系で昨年発生
	南薩区域	万之瀬川水系	万之瀬川	H15.12	持ち出し、放流自粛	3尾(H15.12/4)、流域に霞ヶ浦産取扱業者あり
	始良・伊佐区域	天降川水系	清水川	H16.6	委員会指示で、こいのその河川及び他の水系への放流禁止	12尾(6/11～6/25)
	始良・伊佐区域	天降川水系	天降川	H16.6	委員会指示で、こいのその河川及び他の水系への放流禁止	65尾(6/16～7/21)

KHV病感染コイの発見状況及びまん延防止措置状況(その他)

京都府	京北町区域		溝に放置	H15.11	死亡魚処分	1尾、一般人による感染死亡コイの投棄
	京北町区域		芝生に放置	H15.11	死亡魚処分	1尾、一般人による感染死亡コイの投棄

注：塗りつぶしは平成16年9月1日以降の確認分

第 8 回コイヘルペスウイルス病に関する技術検討会

農林水産技術会議

先端技術を活用した農林水産研究高度化事業 研究領域設定型研究
コイヘルペスウイルス病の診断・防疫技術の開発

研究期間：2004 年度～ 2006 年度（3 年間）

中核機関：独立行政法人水産総合研究センター
養殖研究所

共同機関：東南アジア漁業開発センター

：北海道大学大学院

：東京海洋大学

：日本獣医畜産大学

：栄研化学株式会社

：共立製薬株式会社

平成 16 年度研究目的・成果概要

1. 病理学および疫学的検討

(1) 病理組織学的検討（日本獣医畜産大学）

目的：罹病魚の病理組織学的特徴の解明。

成果：自然発症魚の病理組織学的観察の結果、6 割程度の病魚の心臓に心筋の変性や炎症性細胞の浸潤などの病変が見られた。

(2) 魚体内ウイルスの動態とキャリアーの可能性の検討（養殖研究所）

目的：感染魚体内の各臓器におけるウイルス分布状況の解明。

成果：実験感染魚の症状は 3 日後から病徴が認められるようになり、その後ほぼすべての個体に症状が認められたが、3 週間目以降は症状が認められない個体が多くなった。

感染魚の死亡状況は 23 °C 飼育区では半分程度死亡したが、28 °C 飼育区では死亡魚が認められなかった。

23 °C 高濃度攻撃区（ウイルス 10^3 希釈）では 4 週間の累積死亡率 60% で 4 週間後の 3 個体（各個体 10 臓器）合計 30 臓器からの PCR によるウイルス検出率は 2/30（7%）であったが、低濃度攻撃区（ウイルス 10^4 希釈）では累積死亡率 40% で 4 週間後のウイルス検出率は 22/30（73%）であった。これは、低濃度のウイルス暴露では強い免疫が惹起されず、ウイルスが持続感染しやすいことを示すものかもしれない。

最も安定してウイルスが検出されるのは鰓であり、鰭もほぼ鰓と同

様の検出効率がある。したがって、鰓とともに鰭を用いることによってウイルスの検出効率が高まるものと考えられる。

(3) 他魚種の KHV に対する感受性及び垂直感染の可能性の検討
(養殖研究所)

目的：コイ以外の魚種の KHV に対する感受性調査。

成果：アユ、キンギョおよびギンブナが KHV に対する感受性を持たないことを明らかにした。

(4) ウイルスの特性解明 (養殖研究所)

目的：種々の KHV 株遺伝子の変異領域の探索と新たな培養法のための細胞株作製。

成果：KHV の日本株 (37 サンプル)、アジア株 (7 サンプル)、ヨーロッパ・イスラエル株 (14 サンプル) の既知の遺伝子領域 (3 カ所) を解析した結果、KHV は大きくアジア型とヨーロッパ型に分かれ、アジア型には 2 タイプ、ヨーロッパ型には 5 タイプが存在することが明らかになった。日本株は全て同じタイプでアジア型であった。またヨーロッパ株とアジア株の間には共通するタイプが無く、このことは、ヨーロッパからアジアに、あるいは逆にアジアからヨーロッパに KHV が伝播したものではないことを示唆している。

(5) アジア由来 KHV 株の特性比較 (東南アジア漁業開発センター)

目的：東南アジアの KHV 株の収集。

成果：東南アジアにおいてサンプリングを行い、PCR 法の最適化を行った。

2. 新たな診断・検出法の開発

(1) PCR 法の改良 (養殖研究所)

目的：PCR 用サンプルの処理方法や現行 PCR 法の改良。

成果：Gray ら (SphI-5 プライマーセット) の PCR 法の改良を行い、特異性を高め、実施時間をほぼ半分にすることができた。この改良法は既に各都道府県で利用されている。

(2) 迅速診断法の開発 (栄研化学)

目的：プロトタイプ LAMP 法による KHV 検出の実証と PCR 法との比較。

成果：LAMP 法は短時間で PCR 法と変わらず KHV 遺伝子を検出できることを明らかにした。

(3) その他の検出法の開発 (養殖研究所)

目的：KHV に対する家兔血清を用いた診断法の開発。

成果：家兎に精製 KHV を接種し、蛍光抗体法で 500 倍から 1000 倍の抗体価を持つ特異血清を得た。

3. 防疫対策技術の開発

(1) 殺ウイルス法・消毒法の開発（北海道大学大学院）

目的：各種消毒剤等による KHV の不活化の決定。

成果：KHV は 50 °C、1 分間の処理で完全に不活化した。

KHV は $4.0 \times 10^3 \mu W \cdot \text{sec}/\text{cm}^2$ の紫外線照射により 99.9 %以上不活化した。

100PFU の KHV を不活化するのに要する各消毒液の濃度は、温度に関わらず水産用イソジン（ポピドンヨード）では有効ヨウ素濃度 200 ppm、オスバン（塩化ベンザルコニウム換算）では 60ppm、ハイエストでは（エタノール濃度として）12,500ppm（1.25 %）であった。次亜塩素酸ナトリウムでは、温度に関わらず有効塩素濃度 200ppm の場合、その不活化率は 90 %程度であったが、終濃度測定法では、有効塩素濃度 0.30 ppm で不活化した。

消毒剤の作用時間は 30 秒と 20 分で実験したが、實際上効果はほとんど変わらない。

この実験で用いたウイルス液は牛胎児血清 10%を含む L-15 培地であり、有機物がかなり多く含まれる。次亜塩素酸ナトリウム液 200 ppm でも不活化が完全でなく、またポピドンヨードでも 200ppm を不活化に要したのはそのためであると考えられる。他のウイルスを含め、今までの試験結果から、実際に塩素で消毒する際は終濃度が 1ppm 程度あれば十分と思われる。（ポピドンヨードの終濃度測定法によるデータはない）

次亜塩素酸で消毒する場合、有機物付着の少ない素材のバケツや水槽などでは有効塩素濃度 100ppm でもよいと思われるが、魚の体表粘液がついたりしているタモ網等（素材の関係も含めて検討する必要あり）有機物存在量が多い場合、有効塩素濃度 100ppm の次亜塩素酸ナトリウムを一時的に使用しても不十分である可能性もある。塩化ベンザルコニウムは容器に書いてある希釈倍率で十分な効果が得られる。

ハイエストは手指の消毒用であり、原液を手で吹きかけることにより、十分な消毒効果が得られる。

(2) ワクチンの開発（共立製薬）

目的：ウイルスの大量培養法や不活化条件の検討。

成果：ウイルス培養では KF-1 細胞が優れていること、CF-1 および CCB 細胞は KF-1 より KHV に対して高い感受性を示した。

(3) 治療法の開発（東京海洋大学）

目的：KHV 罹病ゴイの水温上昇による治療の可能性を検討する。

成果：マゴイに 23°C で KHV を実験感染させ、数日後体表に粘液が目立ってきた時点で 2 時間で 30°C、あるいは 6 時間で 32°C に昇温し、3 週間飼育した。

その結果、対照区の死亡率は 73-100%であったが、昇温処理区は 20 %以下であった。

高水温で 3 週間飼育後 23°C にもどしても死亡は無かった。

昇温処理後 1 週間目と 3 週間目に PCR を行ったが、KHV は検出されなかった。

昇温処理後 1 週間目に攻撃試験を行うと 80%が死亡したが、3 週間目では 20 %であり、3 週間後にはある程度免疫が成立していたと考えられる。

数百匹の KHV 感染ゴイを一度に昇温治療して 3 週間飼育しても、常温に戻したときに死亡する個体がでた。これは当初の感染が不完全な個体があり、免疫が成立していなかったためと考えられる。

そのためイスラエルでは昇温治療を行う場合、間に常温に戻す期間を設け、2 回以上行っている。

コイ発眼卵は有効ヨウ素濃度 200 ppm（ポピドンヨード剤）で 15 分間の処理に耐性を示す。

KHV はポピドンヨードで有効ヨウ素濃度 12ppm、30 秒の処理で不活化した。ただしこれは蒸留水中で実験しており、他に有機物がほとんどない状態での結果である。

なお、水温低下によっても KHV の発症は抑制されるが、再び水温を上昇させると高率で再発症することがすでにわかっている。

(資料 3)

今後のまん延防止措置の具体的進め方（第 8 回検討会）

1, これまでの感染コイの発見状況及び感染経路調査状況を踏まえて、今後のまん延防止措置の検討に当たって留意すべき事項

(1) 15 年 11 月、我が国では初めて KHV 病が確認され、16 年は水温上昇に伴う KHV の活発化により、KHV 感染コイが相当広範囲に確認されてきたが、我が国のコイ漁業・養殖業等への影響を最小限にするため、今後とも KHV を可能な限り封じ込めることが必要である。

(2) これまでに KHV について得られている知見と感染経路調査の状況から、KHV 感染コイ発見水域の拡大の主たる原因は KHV に感染したコイの移動によるものであり、このうち連続していない水域への感染拡大は、感染に気づかないまま感染コイを人為的に移動させたことによるものである可能性が高いと考えられ、人為的な感染コイの移動の防止の成否が今後のまん延防止を図る上で極めて重要である。

(3) 養殖場については、KHV 感染コイが発見された場合、持続的養殖生産確保法に基づく養殖コイの処分、施設の消毒等の措置がとられており、これらの措置は他の養殖場への KHV のまん延を防止する上で有効に働いていると評価できるので、今後とも確実なまん延防止措置をとることが重要である。

(4) 天然水域については、KHV 感染コイが発見された場合、養殖場とは異なり、当該水域から感染コイを全て除去することは不可能であることから、他の水域への感染コイの人為的な移動を防止するため、漁業法に基づく委員会指示の活用などにより、当該水域からのコイの持ち出し禁止等の措置がとられており、今後とも一層の徹底が重要である。

2. 講じるべき措置

(1) 養殖場等については、引き続き、汚染された養殖場等における養殖魚の処分、施設の消毒等再発及びまん延防止のための確実な措置を実施し、未発生の養殖場等においては、罹患魚の早期発見等の対処を実施する必要がある。

(2) 天然水域については、汚染が確認された天然水域又は汚染の可能性の高い天然水域においては、こいの持ち出し禁止等まん延防止のための措置を講じるとともに、未発生の天然水域においては、罹患魚の早期発見等の対処を実施する必要がある。

なお、天然水域においては、既に KHV が相当広範囲に確認されていることに鑑み、これまでに KHV が確認されていない水域においても、KHV

感染コイが存在する可能性があることを考慮し、あらかじめ検査を行うとともに、監視体制の強化を図る等確実なまん延防止対策を講じておくことが望ましい。

3. 調査及び監視について

(1) 重点的かつ計画的な調査及び監視の実施について

平成15年11月14日付けコイヘルペスウイルス病まん延防止措置の考え方の別紙2（以下「判断図」という。）に基づき罹患魚の早期発見等により確実なまん延防止措置を講じるため、都道府県ごとに作成された地域区分を活用して、特にKHV汚染の可能性の高い地域を重点に、計画的な調査及び監視を実施することが重要である。

今後とも、KHVが活発化する水温においては、新たな水域においてもKHV病が確認される可能性があるので、養殖場、天然水域ともに引き続き綿密な監視体制を維持すべきである。

(2) 養殖業者及び釣り人・コイ飼育者等への指導について

今後とも、水産試験場等と養殖業者等との連絡体制を強化し、KHV病の早期発見に努めるほか、平成15年11月14日付けコイヘルペスウイルス病まん延防止措置の考え方の別紙3「こいの取扱いに関して留意すべき事項」に従い、養殖業者等によるKHV病の早期発見、まん延防止措置、及び自衛措置が必要である。

また、天然水域においても、パンフレットを配布すること等により、漁協や釣り人等との連絡体制を強化し、KHV病の早期発見に努めるほか、こいの持ち出し禁止等、まん延防止措置が講じられた場合には、その確実な履行が必要である。

特に、16年は、多くの川や湖、公園の池などからKHV感染コイが見つかっており、この感染拡大には、一般の釣り人やコイ飼育者が感染に気づかないまま感染コイを他の水域に持ち出し、放流することが大きな要因として考えられるので、今後とも一般の釣り人やコイ飼育者などへの啓発を続けることが重要である。

4. 今後の方向

これまでのKHV病発生の状況を踏まえると、今後更に新たな水域にKHVが拡大する恐れもあり、本年も、現在とられているまん延防止措置（特別の監視体制、養殖場における自衛措置及び感染ゴイの処分、感染ゴイが確認された天然水域におけるコイの持ち出し禁止措置、一般人に対するコイの移動についての注意等）を継続し、徹底することが必要である。

(参考)

コイヘルペスウィルス病のまん延防止措置の考え方

(平成15年11月14日第2回検討会資料)

1. 基本的考え方

今次発生したコイヘルペスウィルス（KHV）病の我が国におけるまん延防止を図るためには、既発生水域において、養殖こいに対し、緊急に確実な対処を図るとともに、全国において天然こいを含め罹患魚の早期発見と的確な対処を図るべきである。

また、異常魚発生調査は、KHVの潜伏期間が水温の低下にともない長期化する可能性にも留意し、継続して実施すべきである。

2. 具体的措置の考え方

(1) 霞ヶ浦・北浦における対応

水域全体が汚染されているおそれがあるので、養殖こいの移動禁止又は出荷自粛を継続し、国（独法）及び県が協力して早急に全域の調査を行い、所要のまん延防止措置が必要である。

(2) 岡山県の発生水域における対応

発生養殖場からの養殖こいの移動・販売中止を継続し、国（独法）及び県が協力して早急に発生水域全域の調査を行い、所要のまん延防止措置が必要である。

(3) それ以外の水域における対応

別紙1に従い発生水域のこい及び既発生水域との接点の有無、KHV病の症状や死亡の有無等について、養殖業者、漁協等への聞き取り調査を実施し、汚染の可能性の程度を基準に水域を分類し、汚染の可能性の高い水域から順次調査を行う。調査・措置に際しては、別紙2の判断図に従い実施するべきである。

調査の結果 PCR 陰性であっても、汚染の可能性の高い水域については、ひきつづき監視するべきである。

また、水産試験場等と養殖業者等の連絡体制を強化し疾病の早期発見に努める他、別紙3の「こいの取扱いに関して留意すべき事項」に従い、養殖業者等による疾病の早期発見、まん延防止措置、及び自衛措置が必要である。

別紙 1

地域区分及び水域の汚染の可能性の分類方法

1. 地域区分

原則として、市町村境、水系等によって区分する。

2. 汚染の可能性の程度による分類

(1) 養殖場等の分布調査

地域内の食用こい養殖業者、錦鯉生産者、釣堀業者の位置等及びこい放流河川湖沼を把握する。

(2) 養殖業者等への聞き取り調査

地域内の業者等の既発生水域との接点の有無、KHV病の症状や死亡の有無等を調査する。

(3) 汚染の可能性の程度の分類基準例

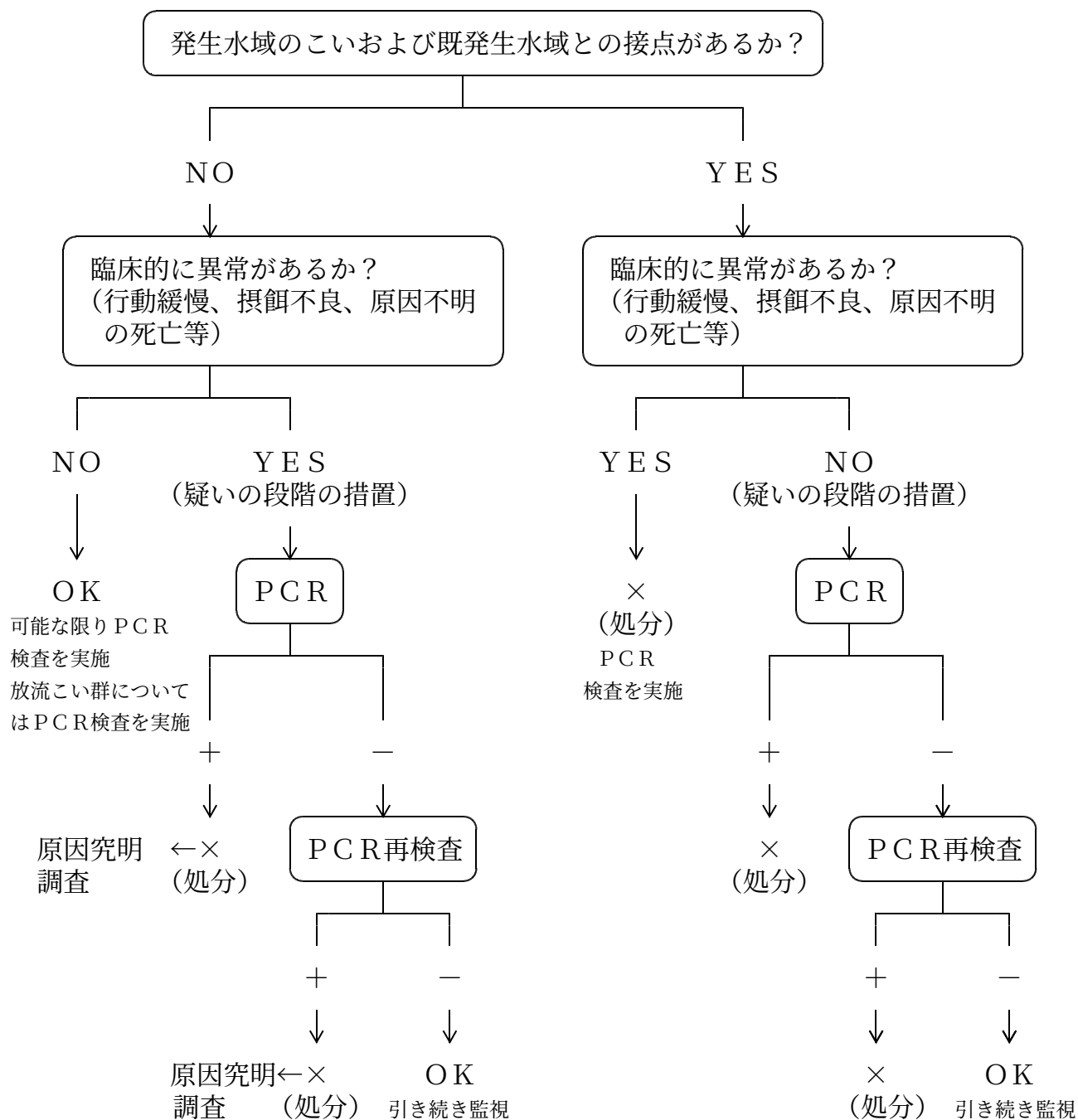
A) 地域内で確定診断でKHV病の発生が確認されている。

B) 地域内でKHV病が疑われる個体（症状を示す病魚やへい死魚）が認められている。

C) 地域内でKHV病が疑われる個体は発生していないことを聞き取り調査等により確認している。

D) 地域内でKHV病が疑われる個体の発生については、調査を実施しておらず不明である。

別紙2 判断図



【疑いの段階の措置】

- ①可能な限り排水流出防止
- ②生残魚に関しては、活魚・生鮮魚の出荷自粛（死亡魚が多い場合は、可能な限り処分）
- ③死亡魚に関しては、直ちに処分（焼却、埋却等）
- ④天然水域については、持ち出し・持ち込みの自粛

【×：処分】

- ①養殖こいについては、直ちに焼却、埋却等
- ②発生養殖施設・排水の消毒等
- ③天然水域については、サンプリングによる PCR 検査を実施し、必要に応じてこいの持ち出し・持ち込みを禁止

別紙3

こいの取扱いに関して留意すべき事項

1. 養殖場等

(1) KHV病未発生の養殖場等

- 導入する種苗が汚染水域由来でないことの確認。
- 導入する種苗が、汚染水域由来のこいとの接点がないことの確認。
- こいに大量死亡等異常が見られた場合には、出荷・持ち出しを見合わせるとともに、各都道府県の水産試験場等に連絡すること。
- 養殖施設内への立入り及び用水に関する十分な注意。

(2) KHV病既発生の養殖場等

- 養魚施設や運搬車両等のウイルス不活化のための消毒等の確実な実施。
- その他、未発生の養殖場等に準ずる。

2. 天然水域

(1) 放流について

- 放流用のこい群が汚染水域由来でないこと、かつ、P C R検査で陰性が確認されたものであることの確認。
- 放流用こい群が汚染水域由来のこいと接点がないことの確認。

(2) 漁業者・遊漁者等による採捕について

- 汚染水域において採捕したこいを他の水域へ持ち出さないこと。